

行政不服審査制度検討会第16回議事録

1 日時 平成19年6月27日（水）9時～12時

2 場所 総務省1002会議室

3 出席者

（参集者） 小早川光郎座長、稲葉馨座長代理、高橋滋先生、中川正晴先生、雛形要松先生、藤村誠先生、前田雅子先生、水野武夫先生、山本隆司先生、和久井孝太郎先生

（座長、座長代理以外は五十音順）

（事務局） 石田行政管理局長、宮島官房審議官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・制度調査室長、佐竹行政手続・制度調査室課長補佐、加藤行政手続・制度調査室行政手続専門官、平野行政手続・制度調査室課長補佐

4 議題

（1）開会

（2）主な論点（「目的」・「審理担当官」・「第三者機関」）に関する検討

（3）最終報告案に関する検討

（4）閉会

【小早川座長】

それでは、これから行政不服審査制度検討会第16回会合を開催いたします。

本日は、まず初めに、前回会合で議論のありました、目的、それから審理担当者の論点について再度議論していただきますとともに、前回の最終報告書案にまだ盛り込まれておりませんでした第三者機関の関係についても検討していきたいと思っております。

それから、後半部分ではそれ以外の部分について議論いただいて、一定の方向性を得たいと思っております。

では、そういうことで、お手元の資料について事務局から説明をお願いします。

【水野室長】

今回の資料ですが、議事次第のほか、資料1として「行政不服審査制度検討会最終報告

案」、資料2として「最終報告案に対する意見の整理」、また、参考資料として各先生方から寄せられました御意見についてお手元にお配りしておりますので、御確認ください。

なお、前回までにお配りした資料などにつきましては卓上に御用意しております。

以上でございます。

【小早川座長】

それでは、今申しましたように、まず目的、審理担当者及び第三者機関について検討したいと思います。

これにつきまして資料の説明をお願いします。

【水野室長】

資料1を用いまして、前回の検討会で特に議論になりました「目的」と「審理担当者」に関する部分と、前回の検討会での最終報告案では盛り込まれておりませんでした「第三者機関」の部分につきまして、ワーキンググループの先生方の御了解のもと、便宜私から御説明申し上げます。このほかの論点につきましては、本日の検討会の後半で御議論いただければと思っております。

「目的」、「審理担当者」、「第三者機関」の論点につきましては、ワーキンググループでも、小早川座長にも御出席いただきまして特に重点的に御議論していただいた上で、お手元の文案を御用意していただきました。小早川座長を始め、ワーキンググループの先生方には、御多忙の中、長時間をこのために費やしていただきまして、改めまして御礼を申し上げます。

まず、「目的」から御説明いたします。資料1の3ページから御覧ください。

前回の検討会では、目的の規定につきまして、「現行法の目的規定は、権利利益の救済と行政の適正な運営のどちらに軸足を置くかはっきりしておらず、このことが実務における原処分維持の背景につながっているのではないか」という問題意識を持っている。そこで、今回の法改正の目的は権利保護を高めることにあることから、軸足もそこにあるということをより明確に規定するべきではないか」といった御意見があった一方、「現行法の目的も、原処分の維持ということにあるはずがなく、権利利益の救済と行政の適正運営の調和にあるのではないか」といった御意見もございました。

このような御意見を踏まえまして、今回の最終報告案でございますが、「国民に対して不服申立てのみちを開くこと」と、「公正かつ簡易迅速な手続を定めること」を並列させまして、国民の権利利益の救済を図ることを主たる目的とし、それに行政の適正な運営を確保

することを付け加える形でこの要綱案をつくっているところでございます。

次に、「審理担当者」について御説明いたします。資料1の16ページを御覧ください。

まず、「審理担当者」という名称でございますが、審理を行う者という一般名詞として受けとられるおそれがあるといった懸念や、法律上の審理権限を有する者にふさわしい名称が必要ではないかといった意見があったことから、ここでは「審理員」と名称を改めております。以下、この「審理員」として御説明申し上げます。

この「審理員」の指名基準につきましては、前回の検討会でも、「法律に、客観・公正の理念を満たす中核的な原則を規定するべきではないか」といった御意見でありますとか、「原則を満たせない場合であっても、各組織内で合理的に判断することとしてはどうか」といった御意見でありますとか、「原則を満たさない場合には何でもありということではないという意味で例外としての指名基準も必要である」といった御意見がございました。

このような御意見を踏まえまして、今回の最終報告案では、「審理員は、審査庁が、公正かつ適正に当該事件の審理を行うことができる者の中から指名する」ことを原則として明記し、さらに、「審査庁は、審理員の指名の基準を定め、これを審査庁における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない」とし、この指名基準には、「処分に関する手続に関与した者以外の者の中から指名すること」などを定めなければならない旨を明記しているところでございます。また、やむを得ない理由があるときの例外規定も設けております。

さらに、審理員は「必要な審理を尽くすよう努めなければならない」とし、審査庁は「予断を生ぜしめるおそれのある意見を述べないなど、審理員が公正かつ適正に審理を行うことができるよう配慮しなければならない」旨をそれぞれの責務として明記しているところでございます。

また、18ページでございますが、「アメリカ合衆国におけるALJ制度を参照した審理員の資格制度を創設することも将来的な検討課題として挙げられる」旨を記述しているところでございます。

次に、「第三者機関」について御説明いたします。資料1の31ページを御覧ください。

ここでは第5章として「事件送付手続及び審理の終了」という章を一つ立ててございます。その中の第2の部分、これは33ページでございますが、具体的に、第三者機関である「行政不服審査会」、仮称でございますが、これに対する事件送付手続及び審査会の調査審議手続を書いてございます。

この第三者機関である審査会が審理に関与する手続につきましては、簡易迅速な行審制度の基本理念との両立をどう図るか、また、現実問題としまして、国及び地方の審査会の組織体制や処理能力に照らした適正な件数となるよう、どのように制度化するかといった観点からの検討が必要なところであると考えているところでございます。

まず、事件送付手続でございますが、審査庁は、これは国の行政機関と地方公共団体に限りますが、「審査請求人の申出があるときは、審理員が提出した裁決に関する意見及び審査庁の意見を審査会に提出しなければならない」としております。

次に、「諮問」という手続ではなく「事件送付手続」とした理由でございますが、審査会の組織体制は、行革の観点からも抑制的なものにならざるを得ないところでございまして、調査審議の対象となる事件数も、その組織体制や処理能力に照らして適正なものとする必要があるところでございます。

この対象事件の選別につきましては、審査庁ではなく審査会がする方が公正な手続を確保することができるといった御意見もございまして、その前提としまして、事件を審査会が一たんは見た上で、諮問を受けるか否かを判断することがまず考えられたところでございますが、一方、法律で審査庁に諮問義務を課し、諮問機関として審査会を設置しながら、その審査会がその諮問義務を放棄することができるといった前例が見当たりませんで、これは不適切ではないかと考えるに至ったところでございます。

そこで、「諮問」ではなく「事件送付手続」と構成してはどうかとして、ここでは「事件送付手続」としているものでございます。

また、事件の送付をしなければならない場合として、「審査請求人の申出があるとき」に限っております。これは、関係団体からのヒアリングの際の日弁連の御意見にも同様の考え方が示されていたかと思いますが、審査会の調査審議を経ることにより、客観性、公正性は増す一方、どうしても事件処理が長期化するといったおそれがあることから、審査会にかけるかどうかの選択は審査請求人の判断にゆだねることが適切であると考えたからでございます。

また、審査請求が不適法却下の場合、全部認容する場合、法律で特別の定めがある場合には意見送付を要しないこととしております。

審査会における調査審議手続でございますが、いわゆる聴聞相当処分、申請拒否処分のうち名あて人の資格・地位の付与に関する事件、行政運営上の重要な事項を含む事件、その他審査会が意見を述べるのが相当と認める事件について、審査会が意見を述べること

としております。

ただし、審査会が調査審議を重ねる中で、先例があるものなど、調査審議をしても明らかに同じ結果になるものや、形式的かつ単純な事実認定に係るものや現行の制度について不満を述べるものにすぎないものなど、審査会が調査審議を特に必要としないと認めるときは、聴聞相当処分や申請拒否処分のうち名あて人の資格・地位の付与に関する事件であっても、意見を述べないことができるとしているところがございます。

さらに、審査会は、審査請求人に対して、意見書または資料の提出を求めること、適当な者に事実を陳述させること、鑑定を求めることその他必要な調査をすることができることとしております。また、審査会は、審理員に対し、更に審理すべき点を指示して審理手続の再開を命ずることができることとしております。

次に、41ページからは審査会の設置規定を書いております。

国においては、各府省の分野を横断して審理する統一的な合議制の機関として、行政不服審査会を置くこととしております。また、地方公共団体においては、条例で定めるところにより置くこととしております。さらに、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができることとしております。

なお、地方公共団体における審査会でございますが、地方公共団体の組織規模や不服申立ての件数は様々でございますが、一定の事件について審査会が審理に関与する手続は、手続保障の観点から国と同様に制度化いたしますが、設置の在り方につきましては、その名称も含め、条例で定めることとすることとしております。

目的、審理員、第三者機関についての説明は以上でございます。

【小早川座長】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました資料1の該当部分につきまして、項目ごとに順に議論をいただきたいと思っております。

まず最初に、今の報告書案3ページあります「第1 行政不服審査法の目的及び趣旨」について、いかがでしょうか。御意見がありましたら、お願いいたします。

【水野先生】

これは質問ですけれども、現行法は、「権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保」しろという、「とともに」ということですね。今回の改正では、「図り、あわせて行政の適正な運営を確保する」と。「とともに」が「あわせて」というふうに改正されて

いるわけですが、これはどう変わるのかということについて、担当者ではどのようにお考えになっているのでしょうか。

もっと言いますと、僕は要するに両方が目的であると。それぞれ独立の目的である。権利救済も目的である。行政の適正な運営の確保も目的である。だから、両方が並行して目的であるというふうにすべきだというのがもともと申し上げている意見なんです。「とともに」と「あわせて」とで、「あわせて」というと僕の意見にちょっと近づいたのかなという印象はあるのですが、そのあたりは、担当者としてはどのようにお考えですか。

【小早川座長】

国語の問題で、微妙なニュアンスを人によってどう読むかということはあると思うのですが、まずは事務局からどうぞ。

【佐竹課長補佐】

水野先生御指摘のとおり、この二つの目的を並列的にしている、その点を意識した書きぶりをしているというのは一つございます。

ただ、現行法の「とともに」の基本的な解釈としましても、この両者の目的は並列的なものではありませんが、基本的な軸足は権利利益の救済にあるというのが通説的な見解ではないかとされているところであります。

ただ、実際の運用の中には、必ずしもその目的に沿ったものではないものもあるという御指摘もございまして、これまでの検討の中では、やはり権利利益の救済の重要性といったものも何らかの形で示すべきではないかといった検討がございました。

そうしたことから、「何々とともに」という完全に並列的なものではなく、若干その違いといいますか、権利利益の救済のところの目的意識といったものをこの目的規定の中に反映させたいといったところがございます。

さはさりながら、行政の適正な運営の確保も重要なところでございますので、そこを「あわせて」でつないでいるというところでございます。

事務局の整理としては以上でございますが、ワーキンググループの先生方や座長からも御指摘をいただければと存じます。

【小早川座長】

いかがですか。それでは、ワーキンググループから。

【高橋先生】

事務局の整理で結構だと思いますが、もともとの言い出しっぺは私なので、もうちょっ

と問題意識を申し上げますと、例えば税金についても、総額主義だという話があります。総額主義であれば、所得についてすべての項目を洗い出して、所得金額の総額が正しい唯一の処分だ、こういう話になるわけですが、ただ、いろいろな今までの行審法の運用から見ても、場合によっては争点からはみ出してといいますか、むしろほかの項目がないかどうかを、争点を迂回的に審理して、それで争点に向かっていくというやり方もあったのです。そして、この点は中川先生がお詳しいのですが、国税不服審査をつくるときに、そういうことは権利救済としてふさわしくないのではないかということで、争点主義的運営という形で現在やっているわけです。

ただ、あのときも、税金というのは総額主義だから、すべての所得項目を洗い出して、それで決着するのが正しい行政不服審査のあり方だ、こういう意見もあって、ぎりぎりのところで争点主義的運営ということを決めたという経緯もありました。他方、地方税のところでも、現行の国税通則法とは違うレベルでやっている運用が今でもある。

そういうこともあったということでもありますので、誤解がないように、そういう争点迂回的なやり方ということについては、職権主義をそういう形で、唯一の正しい決定という形で発動させるような形で動かすということについては、権利救済の信頼性を損なうのではないか、その辺の趣旨を明らかにするために、第一義的には国民の権利救済であることを条文上も明確にしたほうがいいのではないかということで、少し目的規定を動かしていただければどうか。こういうことでお願いした経緯がございます。

ですから、そういった意味では、「あわせて」ということで、第一は権利救済である点をより鮮明にしたいと思います。それに加えて適正な運営の確保というものも、これは当然重要な目的なので、そこを書き込む。こういうやり方をさせていただくのが適当ではないか、こういうふうに私個人は考えております。

【小早川座長】

山本先生は。

【山本先生】

ここは、大きくいって三つの点で表現を改めているということであろうと思います。

一つは、先ほどからお話があります現行法の「とともに」という部分で、現在でももちろん通説は、権利利益の救済と行政の適正な運営というのは両方とも目的であって、どちらかといえば権利利益の救済のほうにウエートがあるという解釈をしてきたわけですが、ただ、「とともに」というと、むしろ「とともに」の前の権利利益の救済のほうはや

や軽い印象があるというので、そのこのところをはっきりと、「あわせて」と変えて並列させたということが一つ。

それから二つ目の点は、現行法でいいますと「不服申立てのみちを開くことによつて」というところで一たん切れて、それで二つの目的が並んでいるような印象を受けるわけですが、ここでも、このこのところを、「みちを開き、……定めることによつて、国民の権利利益の救済を図り」までの部分でつながっているというふうに、「不服申立てのみちを開き、公正かつ簡易迅速な手続を定める」という部分をむしろ主に「国民の権利利益の救済」というところにかけて、それで国民の権利利益の救済のほうにウエートがあるような表現にしたということが二つ目だと思います。

それから三つ目は、これは前回雛形先生からも御指摘がありましたけれども、「簡易迅速な手続」と現行法はなっておりますが、ここに「公正かつ」という言葉を入れて、この公正という言葉はまた後の16ページの審理員のところでも出てまいりますけれども、単にとにかく簡易迅速であればいいというのではなくて、やはり一定の公正性、第三者性が必要なのだというニュアンスを強く出した。

大きく分けてこの三つの点で表現を改めているということでございます。

【小早川座長】

ワーキンググループはこのお二人ですね。

最初の水野先生の読み方というか、おっしゃりたいのは、さっきの高橋先生のとちょっとまた逆なんですかね。行政の適正な運営の確保ということ、原処分維持という方向だけではなくて、むしろ、国民の権利救済という言葉で掬いきれないところまでさらにこの制度の役割を広くとろう、多分そういうことだろうと思うので、その辺が人によって読み方がいろいろあるかなと。これは、法律ができてからでもその読み方の問題はあるのかもしれない。

【水野先生】

今座長がおっしゃったとおりなんですけれども、訴訟ではなくて行政内部の救済手続ですから、権利利益と言えなくても、ある程度客観訴訟的な運営ができるようなことをすべきではないのかというのが私の認識の出発点なんです。

それで、これはもちろん行政不服審査法の改正ですね、新しい法律じゃなくて。そうすると、目的規定というのは一番大事な規定であることは言うまでもないので、これを変えようというペーパーをつくる以上は、こういうことで変えるのだということを説明文で明確

にしないといけないと思うのですね。この説明文では、変わってどうなるの、どこがどう変わったの、なぜ変えるのというのがいまひとつはっきりしない部分があるので、大事な点ですから、私自身も引き続き考えたいと思いますけれども、出す以上は、国民が見て、ああなるほど、そういう視点で目的の字句が変わったのかというのが、それに賛成するか賛成しないかは別にして、わかるような形にすべきではないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【小早川座長】

では、そこは最後に言われたような趣旨で、説明をもうちょっとできるかどうか、考えたいと思います。

【藤村先生】

関連する意見が一つと、もう一つの点を申し上げたいと思います。

これは私個人の受け取り方ですけれども、ここで「あわせて」とされると、御説明の趣旨はわからぬでもないのですけれども、何か行政の適正な運営を確保するというのは、どうでもいいとまでは言わないのですが、ちょっと軽い印象を受けて、どうかなど。現行法の「とともに」のほうが、私はぴったりしているのじゃないかと。もちろん順番は権利救済が先に書いてあるわけですから、それが一番の目的だという通説の解釈で何ら問題はない。それを、職権主義をどんどん進行させる原因がここにあるというのは、ちょっとそこまでの解釈はどうかだろうというふうに従来からも思っているのですけれども、眺めてみるとそんなふうに思えるというのが一つです。

それからもう一つは、「公正かつ簡易迅速な手続」というこの順番ですけれども、現行法というか従来の枠組みにとらわれ過ぎているのかもしれませんが、裁判の手続と比べて、これは行政内の手続である。ですから、従来、簡易迅速がこの制度の特色であるというのを大いに強調されてきたのが、急に、公正のほうがまず大事で、簡易迅速は次だという印象を受けたものですから、むしろここは、やはりこの制度は簡易迅速が最も大事で、しかし、今回の改正で公正性も十分補うことにしたという位置づけのほうがよろしいのではないのでしょうか。改正内容全体を踏まえても、何かそんな印象を私は持っているのです。

以上でございます。

【小早川座長】

時間も限られておりますので、この点はこの程度にしたいのですが、今藤村先生御指摘の点もありまして、「あわせて」というのも、これも両方に読める。つけ足しのようにも見

えますし、しかし、そこまででもいいのだけれども、あえてもう一つつけ加えたという意味では、むしろ強調する意味もなくはないと思うのですね。

それから、公正と簡易迅速の順序という話がありまして、これはさっき山本先生が言われたこととも絡むのですが、公正という言葉が新たに入ったわけで、実はそのことが全体の文の構造を変える一つの理由にもなっていると思うのですね。

前は、「簡易迅速な」というのは「国民の権利利益の救済」の上に軽くくっついていて、これは恐らく、「開くことによつて」の前のところで、不服申立てというのは簡易迅速なのだということは当然含意されていた。これは裁判との関係だと思えますけれども。ですから、「よつて」の後で初めて出てくるというわけではなくて、裁判と並ぶ、より簡易迅速な権利利益の救済ということ、念のために書いていただけないかなという気はするのですね。

ところが、今回は、それをただ当然のこととするのではなくて、それは当然なんですけれども、しかし公正ということも重要だということで、それを入れたために、簡易迅速という言葉の位置もそれによって変わってきたということになると思うのですね。藤村先生が言われるように、もともと旧法時代から一貫して、不服申立ては簡易迅速だということは当然の前提である、しかし、今回の改正では公正ということ、これを特に強調したいためにこういう場所と順序になった、ということではないかと思っております。

ただ、今いただいた御意見を踏まえて、条文について考えるか、あるいは説明の仕方についてさらに考えるかということ、宿題にさせていただきたいと思っております。御意見がありましたら文書でいただければと思います。

よろしければ、次の第3章、「第1 審理員」というところですが、16ページ以下であります。これについてはいかがでしょうか。

【雛形先生】

この第1の4項、審査庁の配慮義務の内容についてであります。前段に「審理員に審査請求に係る事件について予断を生ぜしめるおそれのある意見を述べないなど」というくだりがありまして、これは多分、審理員が公正かつ適正に審理を行うことができるようにしなければならない審査庁の配慮義務の中の最も、一つの象徴的な否定行動という形で書いてあるのだらうと思うのですけれども、そこまで言うのかという印象もあります。

それから、もう少し広い意味でいえば、予断を生ぜしめるおそれのあるようなことを審理員に対して影響が及ばないようにしろという意味の、つまり、簡単な言い方をしますと、

予断排除ということも配慮義務の中に入ってくるのだよということなのかなという気がします。

それで、その予断とは何なのかというと、これもまた、そういえば何となくわかりますが、通常使われる、裁判における予断というものにそのまま引き直して考えると、先ほども御議論があったように手続の性質が違うわけですので、ちょっと考えにくいのですが、強いていえば、手続外の雑音といったらいいのでしょうか、正論も含めて手続外のいろいろな意見や主張というものが審理員に影響が及ばないようにしろ、こういうことなのではないかなという気がします。

そういうことも考えますと、審査庁自身が意見を述べる、述べないというようなことはあまり表に出さないで、要するに、審理員にそういう手続外の不当な影響が及ぶことを防止するといったらいいのでしょうか、表現は適切な言葉を考えなければいけないかと思いますが、そういう意味を指摘する。

一般的に審理員が公正かつ適正に審理を行うことができるように配慮しなければならないというのは、一般的な議論は指名の基準の2の(1)の中に公正かつ適正に審理を行うことができる者から指名しるともなっておりまして、一般的なことはもう出ているのではないかという感じがいたしますので、そういうように特に手続外からの影響が審理員に及ばないように配慮しなければならないという表現にされたほうが、落ちつきがいいし、品のいい規定になると思います。

そのことと、ついでになんですが、これはそのことを考える中でもう一つ、後で審理員の審理が不十分であった場合の問題との関連で考えておきたいことが一つあるなと思いました。それは、審査庁が仮に審理員の審理の進め方について実質的、内容的に考えを異にした場合に、最も好ましくないといいたいまいしょうか、今回の改正から見て趣旨に反するのは、審理員そのものを交代させることだと思うのですね。この審理員の交代をどう考えておくのかということ、理論的にはそういうことはないものという前提で今度の案が考えられていると思うのです。

そのときに一つ考えておかなければならないのは、この指名というのは、官職ではありませんので、職務だということになると思うのですが、審査事件1事件につき1審理員の指名ということになるのか、それとも一定の期間における全事件についての指名ということになるのかということが一つあります。

いずれにしても、一定の具体的な事件について審理員が指名された後、審理員は原

則的には最終的な意見を述べるまでやり遂げるべきだと思うのですが、例えば突然亡くなったということになれば、当然この指名は効力を失いますから、後任の指名ということが出てくるのだと思うのです。それから、亡くならないまでも、疾病その他のやむを得ない事由があつて、審理員としての職務を続けることが客観的にもできない場合があると思います。

そこで、この審理員の交代を通じて、審査庁が審理員の公正かつ適正な審理を推進することの基盤自体を損なうことがないようにしなければならないと思いますが、それを解釈の問題であれするか、やはり何らかの言及をしておく必要があるのかと思います。例えば審理員について、疾病その他のやむを得ない事由があるときに限り審理員を交代することができるか、あるいは、事件の審理中における審理員の交代についても指名の基準の中に何らかのものを織り込んでおくということ、今言いましたような疾病その他のやむを得ない事由がある場合における指名はこうするという言及をする。そういうことを思いました。

それはもう一つ、審理員の交代がありますと、これまた裁判手続における経験からのあれであります。民事裁判であれば弁論の更新、刑事裁判であれば公判手続の更新という問題があります。つまり、既に前任の審理員が担当してきた審理について後任の審理員がどう引き継ぐのかということ、当事者側において何か審理の申立てをするなり、あるいは証拠の見方についての意見を述べるなり、そういうことをやらなければいけないということがあると思うのですが、そういうことの引き出しがこの審理員の指名というところに何か言及があったほうが、審理の更新といたらいいのでしょうか、そういう手続の透明性に関する規定整備の上でも有意義かなというように思いました。

幾つかのことを申し上げましたが、長くなりまして申しわけありません、この程度にさせていただきます。

【小早川座長】

どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【稲葉先生】

第1の3ですが、「処分の違法及び不当について、必要な審理を尽くすよう努めなければならない」となっておりまして、その趣旨は、19ページから20ページにかけて「不当性の審査を活性化するため」と書いてあるのですが、要するに努力義務的な規定ぶりになっていますね。

そもそも、どうしてそうなのかということが一つありますが、とりわけ「処分の違法及び不当について」という両方を受けて努力義務規定になっているというのがちょっと違和感のあるところなんです、どういう御趣旨かということをお説明いただければと思います。

【小早川座長】

今の点は、私の理解ではこれは努力規定ではなくて、書いていたらこうなっちゃったということではないかと思うのですが、最近の法文では、尽くすようにしなければならないという言い方もありますよね。だから、日本語として落ちつきがいいかどうかということもあるかと思うのですが、別に努力義務にとどめるということではない。

【稲葉先生】

であれば、内容的には結構ですけども、ちょっと文言、表現を。

【小早川座長】

では、表現の問題としてテークノートします。

【藤村先生】

まずは18ページが一番上、なお書きのところですが、このくだりは非常に簡単に書かれているのですけれども、書くならもうちょっと詳しく書かないと、要するにこういう手続に関与した者を排除するという趣旨ですけども、審理員についてもやむを得ない場合がどうのこうのといろいろ出てくるわけで、あえてここまで書かなくてもよろしいのじゃないかと思いましたが、書くなら詳しく書いていただかないといけないのじゃないでしょうか。

それから、真ん中あたりのウで「例えば、次のような基準が想定される」ということですが、具体的な官職名がずらずらと並んでいるのですけれども、これが現実的なのか、ワーカブルなのかという感じがありまして、要するに要職にある人にこういう忙しいかもしれない仕事をやらせるということですよ。ですから、それは各組織の事情ということがあるのですから、例えば、アとやや近いのですけれども、柱書きのところは本省――所管部というのは処分所管部ですかね。その総務部所属の特定の官職とか、何かもう少し一般的に以下の幹部を、総務課長、企画課長もそんなふうに書いておいたほうがよろしいのではないかと、ちょっとぎらつくような印象を受けました。

【小早川座長】

ありがとうございました。

最後の点は、「例えば、次のような基準が想定される」ということですので、そんなに文章自体が拘束力の強いつもりで書いているのではないと思うのですが、ちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、一番上の、裁決書の作成を補助する者について、確かにこれは、必要という言葉がちょっと強いのかもかもしれません。この辺も言葉を考えさせていただきたい。審理の本体は審理員がやるという、そこが大事なので、その趣旨を損なうような、結局はまた原課が判断し直すのだよということになっては困るという、その程度のことだと思います。

雛形先生が先ほど言われた幾つかの点、確かにいろいろあります。私も、この第1の4、審査庁は審理員に対して、というのですが、この場合の審査庁というのは、ここで言っているのは何なんですかね。審査庁というのは大臣だったり何かするわけで、行政官庁としての審査庁だとするとちょっとイメージがずれるのですが、そうではなくて、多分生身の公務員のどれかのことだろうと思うので、言葉の使い方も改善の余地があるかもしれない。しかし、審査庁である公務員は、なんていうことになるかと余計に品が悪くなりますので、多分そうはならないと思います。要するに、結果的に審理員に予断を生じさせるようなことがあってはならぬ、そういうことですね。何かいい表現になればと思いますけれども、雛形先生を初め皆様も、もしお知恵があればよろしくお願いします。

交代の制限というのもどうなんですかね。これも、考え方としては、定期人事異動まで制約してしまっているのかという、その考え方をどうするかということもありますが、法文なり、あるいは立法趣旨として、どこまではっきり書くかということもございませぬ。検討させていただきたいと思います。

【雛形先生】

多分これは、民事の裁判でもそうですし、刑事の裁判はよりそういう面が強いのですが、審理員を裁判官同様の職権独立の職とはしないわけですので、それほど、裁判における問題と同じような問題意識を持つ必要はないのですが、しかし、審査請求人にしろ、あるいは処分担当者側にしましても、このような審理員という制度で、具体的な審査事件について審理を託されて、最終の意見までまとめた審理員に対しては、一定の信頼関係みたいなものを前提に手続が進むわけですね。それでこの交代というものがあると、どうしても、一方では何で交代になるのかということを考えますし、一方では今まで主張したこと、あるいは調べてもらった証拠の結果がちゃんと後の審理員に引き継がれていくのかどうかということについて危惧感を持つということが起きるわけです。

どうしてももう1回、審理のやり直しみたいなことを要求してくることが十分考えられるものですから、そのあたりの現実の審理員の審理の仕方、さばき方について、全部人間的な能力に任せてしまうということにならないように、仕組みといたしましうか、解釈でも何でもいいのですけれども、そういうものを考えておいてあげないと、せっかくの今度の公正な手続というものが、簡易迅速性を失うのみならず、結局混乱することによって公正でも何でもない、とても見苦しい手続の実践になってしまうことを懸念しているということでございます。

【小早川座長】

御趣旨はごもっともですので、検討させていただきます。

それでは、まだあるかと思えますけれども、次へ進ませていただきまして、従来言っていた第三者機関、今日の表現でいいますと事件送付・調査審議、そして行政不服審査会というところについてお願いします。

私から、一つは33ページの最初のところ、「審査庁（国の行政機関及び地方公共団体に限る。）」、地方公共団体が審査庁でいいのかどうかというのもちょっと問題で、なかなか難しいと思えますけれども、それではなくて、これ以外の公共団体なり、それから場合によっては民間検査機関、これについてはどうするのか、何か議論しましたかね、私が言うのも変ですが。それが一つ。

それからもう一つは、単純な言葉の話ですが、2の(1)、①より上2行のところですが、「当該事件が」これこれの観点から「審査会が特に必要としないと認めるときは」というのは、ちょっと言葉遣いの変で、「が」が二つ並んでいますけれども、どこがどこにかかるとかがよくわからないというところがありますね。これは全く文法的な話で、検討を要するかなと思います。

【水野室長】

諮問義務を課す審査庁としまして、ここでは国の行政機関と地方公共団体に限定しております。法律上は、国の行政機関でない民間の法人や日弁連のような団体も審査庁になることはありますが、処分の数も少ないでありましょうから、このような義務は課さないでよろしいのではないかと考えておりますが、審査庁の中でも、権利救済の必要性が特に高い処分を多数行っている国の行政機関と地方公共団体のみに、諮問義務を課す形で制度化してはどうかと考えているところでございます。

【小早川座長】

では、そういう趣旨ですね。特に御意見がなければ、それで結構だと思います。

【和久井先生】

33ページの事件送付手続ですが、これは、審査請求人の申出があるときは、1の①から③以外はすべて審査会に事件を送付する。審査会は、意見を述べるか述べないか、述べないときも、述べないということで一応判断をしなければならぬといひますか、そういうレベルですね。こういう手続をとると、簡易迅速という点で、送付するものを前段でさばくということ審査員の段階でもう少しできるようにしていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。

特に、実際の審査請求を見てみますと、法令上の制度そのものに対する不服というものが非常に多いのですが、そういうものを送付しても、結論は恐らく意見を述べないということにならざるを得ないと思うのですけれども、それだけでも、審査会というのは例えば1カ月に1回とか、それぐらいのペースでしか開けないのじゃないかと思いますが、1カ月単位あるいは数カ月単位で、審理の結論を出すのに時間がそれだけかかるということになります。

例えば実務で児童手当についての不服、会社の経営が苦しくなってリストラになった。子供もおられて非常に苦しいので、7月から児童手当をいただきたいという申請をしたところ、所得制限でひっかかってしまった。所得制限というのは、7月から欲しいといっても前年の所得が基準ですし、その基準を見る際の扶養親族の数も前年の12月31日ということになっていますが、苦しいのは今なのに、何で去年の事実で所得制限されるのだということについての不服、こういう形の審査請求が実際には結構多いのですね。

その場合は、これは法令で決まっています、不服審査は現行の法令を前提にして判断せざるを得ないのでいかんともしがたい、そういう結論を出さざるを得ませんが、こういうケースではなるべく早く出すということを今やっています。せいぜい1カ月ないし2カ月以内には出す。こういうことに例えば半年とかそれぐらいかかってしまつては、かえって信頼を損ねるのではないかなという気がいたします。

実務では、これは特に迅速に出して納得してもらおうということをしてはいますが、33ページですと、こういうケースも審理員の段階で送付しないことにはできないというふうになりますから、そうすると、またその後で1カ月、2カ月、場合によっては、地方で事件があまり多くないところは、審査会自体も年に数回開けば用が足りるようなところもあるかもしれません。毎月なんてとても、経費のこととかを考えると開けないという場合は、

下手をすると、それだけでまた半年たつということもあるかもしれません。

そういうことを考えると、もうちょっと審査員が送付の有無について判断できる余地を広げていただけたら、このように思います。

【小早川座長】

今の御発言は実質的な論点ですけれども、いかがでしょうか。最初に事務局からの説明にありましたように、とにかく第三者機関にかけるべきものかどうか第三者機関が判断するほうが望ましいということの基本としたわけですね。

【藤村先生】

折衷案でもないのですけれども、審査会が一定の基準を定めて、これは送付しなくてもよいという何かそういうものを、今和久井先生がおっしゃるようなものが当たるかどうかは知りませんが、2の(1)を見ればいろいろ書いているわけですから、その中で基準化できるものはあらかじめ示せば、それだけ簡易迅速な審理に資するのではないのでしょうかという感じがいたしますので、その点を検討いただいたらどうだろうかというのが一つ。

それから、戻って恐縮ですが、さっき座長が言われた「審査庁（国の行政機関及び地方公共団体に限る。）」という部分ですけれども、ここだけ急にこれが出てきているのですが、さっき言われた日弁連だとか民間検査機関に行審法というものはそもそも適用があるのでしょうか。あるのだとしたら、例えば審理員を置くとかそういうところにも影響があるような気が。そういうものはないという前提で私は考えていたのですけれども。

【小早川座長】

前段の話は、確かにおっしゃるような方策も考えられる。最終的に第三者機関で、この事件はいいよねという、その扱いについてどこかでチェックできるということが必要だと思います。おっしゃられたように、基準を定めておいて、基準に従って審査庁で振り分けて、それを1年に1回審査会に報告して了承を得るとか、あるいは、審査会で、会議を開かなくても会長専決でもって却下できるということにしておいて、後で会議に事後承認をもらうとか、いろいろなやり方はあり得るかと思いますが、もう少し柔軟性を持たせられるかどうか、検討させていただきたいと思います。

【雛形先生】

今の点について1点、簡単に申し上げますが、目的の規定のときにもそうだったのであるけれども、結局、最終的な表現というのは、法制局審査段階でいろいろとあれされる大変

な事態があると思いますので、そこでの表現にゆだねることでもいいのだらうと思うのです。

ただ、ここで議論がある中で、この第三者機関の意見を聞いて、第三者機関が意見を述べるのにふさわしい案件を絞る、こういうことをどういう言葉を使った制度でつくるのかということに結局はなってくると思うのですが、そうすると、この第三者機関が何をやるのか。第三者機関の所掌事務というか職務権限になるのですが、この案では「なされるべき裁決に関する意見」を述べる、こうなっているのですね。

これは、当然のことながら、審査請求の実体、中身と本案についての意見ということになっているのだらうと思うのですが、そこを言うてみれば門前払いといいたいまいしょうか、意見をあらかじめ聞くということもそうですが、要するに第三者機関としては取り上げるに足りないよと。この表現の中にもどこかで出てきますね。「意見を述べるのが相当と認める」という表現がありますが、意見を述べるのが相当とまでは認められないという案件もあるわけでありませう。

そういうことで、このなされるべき裁決についての意見及び当該、この場合は事件送付と言っておられますが、私は、事件送付という言葉は法制局的にはなかなかあれがあつて、やはりこれは基本的には諮問だと思いますので、正々堂々諮問ということでありませう、その諮問を受けるについての相当性に関する意見といいたいまいしょうか、もう少しわかりよい表現があり得るかと思ひます。

いわゆる入り口の要件クリアに関する第三者機関としての専門性に基づく意見、そういうものを所掌事務というか職務権限として入れておけば、それはあえて諮問に依じて答申義務という第三者機関の職務をみずから放棄するような、そういうかた苦しい話にならないで済むのではないかと思ひます。

【水野先生】

先ほど和久井先生がおっしゃった点についてですけれども、おっしゃる点はわからないわけではないのですが、簡易迅速な手続でというのは、これはあくまで権利救済を求める国民の側から見て、簡易迅速な救済を求めたいという要請だと思ひます。

今の審査会に回す案件というのは、これは要するに棄却されることが予想される場合です。つまり、却下の場合と認容の場合とは①、②で回さないわけですから、これはさっさと認容して救済したらいいということになるわけですね。却下の場合、これはもう仕方がないでしょう。しかし、棄却されることが予想される場合に、これはぜひ第三者機関の意見を聞きたいのだというのが国民、請求人の申出であれば、これはやはり受け入れてあ

げないと、一方で不満が残ると思うのです。

だから、簡易迅速というのはあくまで国民の立場からの要請であるということ、そして、その国民が迅速という点で多少時間がかかっても、せつかく設けられた第三者機関の意見を聞きたいと言っているときに、いや、そんなことを聞く必要はないといって不満を残すというのは、これは必ずしも得策ではないと思うのです。

おっしゃるように、回してみたところでどうしようもない事案は、結構あると思うのです。これは、こういう制度を設けたときに、いろいろな人がおりますから、どうしようもない案件が出てくるのは仕方がないので、そんなのははっきり言って審査会の実質的な負担にはなっていないですよ。現状でもいろいろな審査会的なものがありますが、そういうのは簡単に蹴っていくわけで、裁判でも一緒ですよ。裁判でも、はっきり言ってどうしようもない本人訴訟みたいなものがいっぱいあるわけで、そういうものが負担になっているかという、それほど負担にはなっていないわけですから、審査請求人の申出があるときは、原則としてその人の言い分を第三者委員会にかけてあげる。例外が①、②、③とありますが、これは仕方がないとして、それ以外の部分についてはぜひかけてあげるという制度にすべきではないかと思います。

【小早川座長】

いろいろ御意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

一つは、雛形先生から御示唆いただいたように、なされるべき裁決に関する意見を述べるといっただけじゃなくともうちょっと緩目に書く、この案件はこちらとしては特に意見は言いませんよという、意見がないという意見を、しかし第三者的な立場で言うことで、諮問に答える、そういう書き方もあり得るかなと、なるほどと思いましたが、それは検討させていただきます。

それから、和久井先生の提起された点ですけれども、やはり基本は国民の信頼を確保することにあると考えた上で、実際の運用において、例えば基準をはっきりさせておいて、この案件はこの基準に当たるので原則として意見は言いませんよということで定型的に処理していくことも可能かと思われま。例えばそんなことで少し柔軟に運用ができるような、そういうふうに読める書き方をさらに考えてはどうかと思います。今の点は一応そういうことで、また検討させていただきます。

【前田先生】

33ページ、第2の2(1)のところで、今まで議論になっていました審査会の調査審

議の、ここでは①から③がその対象となる事件という絞り方になっているわけですが、その①で、行政手続法第13条第1項第1号1イないしハに掲げる処分ということで特定されているところに関して、行政不服審査制度研究会の報告書では、行手法の第13条第2項該当処分も含めるといった表現もあったように思います。

確かに審査会の処理能力の限界を考慮せざるを得ないのですが、特にこの①、②、中でも①のような絞り方でいいのかという問題意識がありまして、これは行政手続法と平仄を合わせたということかと思うのですが、行政手続法の立案に当たっても、第13条第2項第4号について、特に金銭の給付を制限する処分、例えば生活保護の廃止などのような場合は、権利利益侵害の重大性という点から適用除外をめぐって議論があったところでして、そういう議論を勘案しますと、①に含まれるのか気になっております。

先ほどの和久井先生の見解にもありました児童手当も含めて生活保護を法改正で所得要件が変更されたために廃止せざるを得ないという場合は、争点の中身が法改正や制度の是非という形にならざるを得ない。そういうものは恐らく、事件の種類というよりは審査会が特に意見を述べる必要がないという絞り方もできるところではないかと思えます。

要するに受給権の剥奪、特に生活保護の廃止処分も含められないか確認させていただきたいということです。

【小早川座長】

含められないかというのは、①は、例外はありますけれども、必要的審議事項ですよね。それに含めるといいます。

【前田先生】

これに含められると考えるとよいということなんです。

【稲葉先生】

2項を除外していませんでしょう。

【小早川座長】

行手法の議論のときに、生活保護の廃止というのは問題になっていて、あれは金銭の給付をやめるということではなくてもっと基本的な地位を剥奪するものなので、2項には当たらない、要は聴聞相当処分であると。

【前田先生】

生活保護法で適用除外という整理ですが、そのほか児童手当や児童扶養手当なども問題となり得ます。

【小早川座長】

だから、御発言の御趣旨は、それを除いたほうが良いということですか。この①は、基本的には次に掲げるものは意見を述べるものとする、ですよね。その①に含め。

【前田先生】

第三者機関の調査審議の事件類型から排除されるおそれがあるという理解は間違っているのでしょうか。

【小早川座長】

これはどうでしたか。

【高橋先生】

いや、排除されない。

【小早川座長】

排除されない。行手法の第13条第1項第1号ロ、資格・地位を直接に剥奪する、これに当たるという理解でしょう。

【高橋先生】

そうですね。

【小早川座長】

であればよろしいですか。

【前田先生】

そういう解釈でよろしいということであれば、私が今提起しました問題は解消されるようにも思われます。

【小早川座長】

事務局もそれでよろしいですか。

【水野室長】

更に検討させてください。

【小早川座長】

厳密にもう一度確認します。ほかにいかがでしょうか。

【雛形先生】

先ほどの第三者機関のところの関連で、33ページの一番下の「審査会は、必要がある
と認めるときは、審査庁に対し更に審理すべき点を指示して審理手続の再開を命ずることが
できる。」このくだりの意味と、それを受けた場合の審査庁側の審理の進め方に関連する

ものでありますが、もう一つ、31ページの囲ってある第1の3に「審査庁は、更に調査を要する特段の事情がある場合に限り、自ら補充の調査をすることができる。」これとの関連も頭にあって申し上げたいと思うのでありますが、質問の前提になりますけれども、この審査会が事件送付というか諮問を受けて、そこで実体的にさらに審理をする。つまり、審理員による審理が審理不十分であると判断したときに、審査庁に対して審理手続の再開を命じたということになると、これはどういうふうな後の手続が進むのかということ、審理員をまた指名して、審理員にその審理をさせることになるのかどうかということが質問の1点です。

それから、31ページの関係では、審査庁が「自ら補充の調査をする」、この場合の「自ら」というのは具体的にはだれがやることになるのかという問題と、調査というのは何なのか、審理、つまり審査請求人ないし処分担当者側の主張、意見を聞くことと、それから必要な証拠を調べるということ以外の何かを意味するのかということですね。もし、それは実はそういうことで、まさに審理員が審理すべき中身、対象となることだということになると、「自ら」という担当者はどうなるのか。こういう質問であります。

基本的には私の考えは、審理員による審理を、指名して審査庁としてはゆだねた。これは、拘束力はありませんけれども、一種の権限の委任になるのだと思うのでありますので、よかれと思う審理員に審理を担当させて、それで意見を出させてくるということになったとすれば、それはそれで審査庁としての審査請求に対する職務は尽くしたことになるのではないかという考え。それから、公正でかつ簡易迅速な手続ということからすると、一回性の原則も踏まえまして、審査庁がみずからそういうことをやることはやめるべきではないかという考え。それは、手続の透明性という見地からも、そういう何かそのところが十分配慮されないまま何らかの調査、つまり事実資料の収集とか裁決をするに必要な意見とかを入手するということは、どうも公正な手続という観点から見ても相当ではないのではないか。そういう考えに基づきまして、二つほど御質問を申し上げたいと思います。

【水野先生】

今の点は、私も雛形先生の御意見に基本的には賛成で、31ページの第1の3は、「更に調査を要する特段の事情がある場合に限り、」調査することができる。つまり、一般的にはもう調査をしてはいけませんよというところに意味があるのだらうと受け取ったのですね。

つまり、一たん言われてやったら、例えば審査庁にとって不利なといいますか、納得できないような意見が返ってきた。審査庁はそれをまたもう一遍蒸し返して、再調査をする

といって結論を出すのをおくらせることはやるべきではないというところに意味があるの
だろう。

だから、そういう意味からしますと、「更に調査を要する特段の事情がある場合」でなければ調査をすることができないというふうな、つまり、何も書かなかつたら、一般的調査
権限はありますから、調査できますよね。ところが、一般的な調査権限をここで縛りをかけ
るという意味で意味があるので、特段の事情がある場合でなければさらなる調査はでき
ないという端的な表現に変えるほうがいいのじゃないかと思うのです。

【小早川座長】

31 ページに議論が行っていますけれども、33 ページと関連しますので今取り上げて
よろしいかと思います。31 ページ第1の4で、審理結果と裁決との関係が規定されてお
りまして、これは、行手法の第26条で聴聞主宰者の意見と行政庁の処分に関する判断と
の関係で「十分に参酌して」という言葉が使われているのに倣っているわけですね。私個
人としては、同じ言葉でいいのかという気はちょっとしないでもなかったのですが、
それはいいとして、そうしますと、これは要するに、審査庁は行政庁としての裁決権限を
行使しなければいけないわけですので審理員の審理結果に完全に拘束されることはあり得
ない、100%拘束はされない、しかし、できるだけ尊重しろと。それについての歯どめ
もきちんとつくっておく。権限そのものの委任ということにはならないけれども、権限行
使について手続的な観点からの歯どめをかける、というのが、ここで書かなければいな
いことだろうと思うのです。

その上で、しかし審理結果から外れる裁決があり得るとすれば、そういう裁決をするた
めには審査庁としての判断をしなければいけないわけで、判断をするためにはその根拠が
なければいけないわけです。審理結果の中にそれが出ていて、これからすれば結論は逆に
なるはずだよというのであれば、それはそれでもいいのですが、そうでない場合にどうす
るか。いやこれは審理が足りないのじゃないか、ということになると思うのです。その場
合に、審理を再開させるというやり方も一度出てきたと思います。しかし、それは、審理
結果が気に入らなければもう一度別の審理員を指名してやらせるという道を開くことにな
るので、これはやはりまずいだろうということだったのではないかと思うのです。その結
果出てきているのが、第1の3の書き方であって、そういう意味で、やはり最小限度補充
の調査ができるという道は残しておく必要があるのではないか。

だから、これは審理の再開ではない。審査庁としての、審理手続ルールとは別の、細い

別の道であるというふうに私は理解しております。その上で、水野先生の言われるように、何々の場合でなければできないとするか、場合に限りできるとするか、これは実質的に違いますかね。

【水野先生】

趣旨がよく伝わればいい。規定がなければ自由にできるわけでしょう。

【小早川座長】

だから、規定を置くことは必要だと思うのですね。そこは絞っておく。ここは広い道ではありませんよということは、これは必要なのだと思います。

【雛形先生】

それでは、わかりました。

結局、そういう審理員による審理ではない、別のタイプの事実資料の収集ないしはしかるべき専門的な意見、鑑定的な意見の取得ということもあるのかもしれませんが。そういういわゆるかぎ括弧付きの調査手続というものが、ここでやはり頭に置かなければいけないのは、原局原課がやるという形の元の木阿弥になっちゃいけないということをどうコメントしておくかということと、そのかぎ括弧付き調査の結果も、裁決で突然出てくるのではなくて、裁決に至る前の手続、実は審理員による審理としては、審理の終結の時期がもう示されていて、審理というステージはもうなくなっているのですが、当事者側、審査請求人ないし処分庁側からして何か追加の意見ないし補足の意見を述べられるような——そこまでは言わなくてもいいかもしれませんが。何かかぎ括弧付き調査結果を裁決前に知り得る、知ることができるような手続保障まで考えておくかどうかという点。その2点を私の意見の基礎にあるものとして申し上げたいということでもあります。

【小早川座長】

審査庁が自前の補充調査をして、その結果を、いわば、職権証拠調べについて当事者の意見を聞かなければならないみたいに、それを事前に、裁決前にさらさなければいけないかということは、確かに問題なんですけど、そこはちょっと難しいのではないかなという気はするのですね。

私は、一歩下がって、審理結果と違う裁決をするのであれば裁決の理由でその根拠も書く、これはそうあってしかるべきではないかと思うのですが、ただ、それを義務化するかどうかというところになるとちょっと考えてしまうということで、ここには特段それは書かれていない。それからもう一つ、その前提として、審理結果そのものが何であったのか

ということが当事者に通知されることにはなっていないですね。そこもかなり、そう書きたいところだけれども、控えているというのが、この案のスタンスではないかと思えますけれども。

【高橋先生】

でも、当然、裁決に関する意見というのは、こういうものが出たということは請求人は知り得るわけですよ。

【小早川座長】

予定時期だけは通知されることになっています。これは円滑迅速な処理という観点からだと思いますが。

【高橋先生】

ただ、当然、審理結果を十分参酌して裁決しなければいけないので、理由については、当然のことながらそのところは出てくるはずだと思いますが、そんなことはないのですか。

【小早川座長】

ないのであって、ワーキンググループのお考えも、山本先生はどうですか。

【山本先生】

どの時点でわかるかということですか。

少なくとも、最終的に裁決が出れば、それはわかるということだと思います。ただ、その前の時点でわかるかという、そこまでは保障していない。

【小早川座長】

行手法の聴聞結果と意見書は、これは恐らく、特定の事実についての認定の問題なので、あなたの聴聞結果はこうですよ、これでいいですかということ、処分前に聴聞主宰者から伝えるという形になりますね。こちらのほうは、そういう特定の事実に限らない話で、もうほとんど裁決と一体、裁決の中身と重なり合う話ですよ。その辺がちょっと違うのかな。

【高橋先生】

いや、裁決の時点でわかればいいのです。別に事前に知らせろと私は言っているわけではないので。ただ、裁決の段階でわかれば、それは当然、理由で無視すれば、それはいわゆる判断過程の違法になるわけですから、そのところは裁判統制がきくのではないかというふうに私は理解しています。

【小早川座長】

それは、判断過程にゆがみがあったかどうかというのは、非常に争いやすくはなりませんね。

【稲葉先生】

今の点は、裁決の段階でわかるというのは、裁決書の中に審理員の意見を書くことが前提になっているわけですね。それは当然やるでしょうと。

行手法上は閲覧という制度がありますね。当事者または参加人は調書、報告書の閲覧を求めることができるという、第24条ですが、聴聞調書及び報告書という規定で、そういうものまで認める必要があるかどうかというのは、確かに今まで議論してこなかった論点ではあるなど、今御議論を伺っていて思ったのですね。

【水野先生】

僕も、この審査請求人の事件送付の申出をどういうタイミングでやるのかというのがちょっと気になったのです。つまり、最初から審査請求した段階であわせて申出をしているという場合はいいと思うのですけれども、審理していく過程で、どうも棄却らしいと感じた段階で出すということはあるのですか。

【小早川座長】

申出というのは、審査会への。

【水野先生】

そうです。事件送付の申出。

33ページの第2の1を見ると、審査請求人の申出があるときは、裁決に関する意見、審査庁の意見を不服審査会に提出するとなっていますね。だから、ある程度そこで棄却になりますよ、棄却の意見ですよということがわからなければ、その段階では申出ができないということになるので、審理員が裁決に関する意見をまとめたときは、審査請求人にはそのことが明らかにされるのですか。

【小早川座長】

この案では、それはされないのだと思いますね。

「申出があるときには」という要件は、さっき議論しましたように、不要なものについては回さないという趣旨であって、審査請求人が、勝ち負けが見えていなくても、とにかくこれは時間をかけてもきちんとやってほしいという意思をあらかじめ表示するかどうか、そこに主眼があるのだと思うのですね。その上で、全部認容であればそれは審査庁の側で

そういう処理をするということですね。

【水野先生】

だから、審査請求人がどうしたらいいのかと困ることになるのですね。つまり、意見がまとまった、それが棄却の意見であれば回してくれという話ですよ。そうすると、この人は棄却をもう覚悟しているのかなど。裁判のときでも、和解の申出をするかしないかは、この人は負けを予測しているのかどうかということで我々は非常に悩むのです。そういうことを申出をすると、裁判所に対して、この人はもう負けを覚悟しているのかなというふうにとられたら困るということで、非常に迷うのです。

それと同じように、あらかじめ内示というか、意見はこうなりました。つまり、少なくとも審理員の裁決に関する意見はこうなりました。あとは審査庁が判断されます。それだったら、この審査会に回して、そこの意見を聞いてほしいという要求が出てきますよね。だから、そういう部分も場合によっては必要なかなと思ったりしたのですけれども、その点はいかがですか。

【小早川座長】

何か御意見はありますか。

【高橋先生】

それは議論していませんでした。

【小早川座長】

いや、審査請求のときに、認容のとき以外について審査会へ回すことを希望されますかと、マル・バツとかそういう欄をつくっておけば、別に、負けを覚悟でということにはならないのじゃないか。

【雛形先生】

私は、前の検討会の段階で、審理員は、第三者諮問機関に諮問するべきかどうかについての意見も含めて、審査庁に対する意見を提出するような手続と、それから、そういう点を含めまして、審理員の意見については、基本的には審査請求人及び処分担当者側に知らせることにしておいたほうがいいのではないかとことを申し上げた記憶がありますが、ここでは、今お聞きしているとおり、それは審査請求人側にも処分担当者側にも、審理員の意見は、中身、本案についてのものを含めまして、知らせることはしないというさばき方をされているようでありますので、それならばそれでやむを得ないかなと思います。

現実に審査請求人側は、審査会への事件送付というのですか、諮問についての意見、申

出をするかどうか、いつするかということについては、今座長が言われたとおりでもいいですし、裁判でもそうですけれども、仮に請求が認められない場合にはとか、あるいは刑事裁判であれば、有罪であるときには絶対に執行猶予をつけてくれというような言い方も十分あり得るわけで、そういうことで、審理員による審理の雲行きでどうも不利になるかどうかというようなことが出てこなければ、この申出の意見を述べるできないとか、述べるのが相当でないとかという議論は、法律的には大した意味合いがないのではないかなという感じがいたします。

【山本先生】

一言だけ申しますと、ワーキンググループの内部で議論したときは、早い段階で、それこそ申立ての段階で申立人がどちらかを選択するということを想定はしていましたけれども、そこは技術的なのとか、実際に運用上どういうふうになれば一番うまくいくかという話ですので、あるいはもう少し柔軟に考えてもいいのかもしれないと思います。

【小早川座長】

いろいろ御意見が交わされていますが、少なくとも最後のところで、つまり、裁決に際して審理員の審理結果がどうであったかということがわかるように、そして、それに沿った裁決であるのかそれに沿っていないものであるのか、そして、審査会の立場等もどうであるのか、その辺がちゃんと明示されることは少なくとも必要であるという感じがしますね。

【水野先生】

33ページの部分ですけれども、事件送付手続とされていながら、申出があるときには事件が送付されるということは、どこにも書いてないのですね。それで、事件が送付された後に、裁決に関する意見と審査庁の意見を述べるというのがいきなり出てくるので、このあたりはもう少し整理したほうがいいんじゃないかなという気がします。

【小早川座長】

そこは検討させていただきます。

【水野先生】

結局、審査請求人の申出というのもいつまでやれるのか。裁決が出るまでだったら、いつまでにやるということになるのか。そういうこととか、いろいろと疑問が出てきますので、もう少しここは整理したほうがいいのかもわからないですね。

【高橋先生】

原則は、山本先生がおっしゃったように、最初に明示してもらってやるというのが、ワーキンググループが当初案で想定したことです。水野先生が今おっしゃったようなことについて、どこまで柔軟に対応できるかどうかは、少しまた次回までに検討させていただきます。

【小早川座長】

審理員から、審理員の審理結果の提出予定時期の通知というものはされるわけなので、そこが一つポイントで、そのときに、結果はどうなるかわかりませんが、第三者審査会も希望しますかということをもう一度確認する機会はあるわけですね。

【和久井先生】

今の水野先生の御指摘の関連ですけれども、事件送付とおっしゃいましたが、当初審査請求が出たときに、すぐに申出があれば審査会に送るという手続ではないのじゃないかなと私は読んだのですけれども、そういう理解でよろしいですか。要するに、審理員が意見を書ける、それだけ熟した段階で審査会へ送るということですね。

【小早川座長】

それは、そこで認容するかどうか、認容するとすればそこではっきりするわけです。その可能性はまだあるわけですから、送付するかどうかというのはその先の話ですね。

では、踏み込んだ検討はなお必要かと思えますけれども、今の点は、御議論を踏まえて結論を出したいと思えます。

ほかにかがででしょうか。では、前半の、目的、審理員、今の事件送付手続ないしは諮問手続と審査会の組織の部分は、よろしいでしょうか。

【藤村先生】

これはワーキンググループになるのか、事務局に対する問題になるのかわかりません。

質問をさせていただきたいのですけれども、第三者機関につきまして、中間取りまとめでは三つのパターンを掲げて、その中で検討する。それで、今回はその三つを検討して、1番目ですか、各府省の分野を横断して審理するというタイプを選ぶ。これはいいのですが、中間取りまとめにおいて、その第1のタイプについては、行政の簡素化という観点から既存の機関を活用することを中心とすることが望ましいということが書かれていたのですが、今回はそのところはあまり触れられていないのですけれども、中間取りまとめのときに何か想定されていたものはあったのか、ただ一般的、抽象的にこれは述べておられたのか、そこをちょっと伺いたいと思えます。

【小早川座長】

事務局から何かありますか。

【水野室長】

中間取りまとめには、確かに既存の機関を活用するというを書いておりますけれども、これは一般的な考慮要素であろうかと考えております。

なお、今後各省の分野を横断して統一的な第三者機関をつくる際に、どのような形でつくるかというのは、やはり行革の観点とか予算の関係とか、いろいろ考慮する余地がございます。基本的にはコンパクトな組織とせざるを得ないこともございますので、政府で検討させていただければと考えております。

【小早川座長】

だから、中間取りまとめのときは一般的な考慮要素としてそれを挙げた、今回はやや具体的な制度設計を書くことになったのでその部分はあえて書かずに具体的な規定を考えているけれども、しかし、それをさらに制度化する際には、余計な組織をつくらぬとか、あるいは既存のものをできるだけ活用するという観点はやはり残っている。そういうことでよろしいのでしょうかね。

【水野室長】

はい。

【小早川座長】

では、前半は三つぐらいの改めて議論を要する点あるいは議論が足りなかった点についての検討をしていただきましたので、一応この辺で議論を締めて、若干休憩しまして、その後で全体的な検討をやりたいと思います。

それでは、11時まで休憩いたします。

(休 憩)

【小早川座長】

それでは、再開いたします。

休憩前の前半で議論していただきました以外の部分につきまして、前回の検討会や、その後事務局に追加的に提出をいただきました皆様方の御意見も踏まえながら、検討をしたいと思います。その中では、前半で扱いました3点ほどの点にまたわたるということはある

り得るかと思えます。

では、資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【水野室長】

先ほど御議論いただきました目的、審理員、第三者機関以外の部分につきましては、資料2を用いて御説明したいと思っております。

この資料2では、左の欄に資料1と同じ文章を記載しまして、右側の欄に先生方から頂戴した御意見を記載しております。ここでの御意見は、事務局の責任におきまして、趣旨を損なわない範囲で適宜文章を短くしたり、省略したりしてございまして、先生方から頂戴した御意見そのものは、まとめて卓上に配布しております。こちらにも必要に応じて参照していただきますよう、お願いいたします。

また、前回の検討会以降、ワーキンググループと事務局におきまして、御意見を踏まえまして、各論点の順序を変更したり、章立てを行ったり、文章上の表現を更に精査して大幅な書き直しをしている部分もございまして、頂戴しました御意見をそのまま反映できないところもあろうかと思えますが、この点、御容赦いただければと思えます。

まず、資料2の1ページ、「はじめに」から御覧ください。

前回の検討会では、この部分は「追って作成」としておりましたが、ここでは、訴訟法からの経緯や今回の見直しの背景、基本的な考え方を記述しております。

次に、4ページでございまして、こちらは「目的」について記述しておりますけれども、先ほど御議論いただきましたので、説明は省略いたします。

次に、5ページから13ページまでは、「第2 不服申立ての基本構造」について記述しております。

まず、不服申立ての種類の一元化の部分で、処分庁に上級行政庁がある場合とない場合とに書き分け、更に前者は、処分庁が国の行政機関であるときと地方公共団体であるときとに書き分けるなどの修文を行っているところでございます。

また、新しい不服申立ての名称でございまして、前回の最終報告案と同じく「審査請求」とし、例外的なものを「再調査請求」としております。

また、この再調査請求は、「審査請求に前置される特に簡易迅速な手続として特に認められるもの」と記述しまして、現行の異議申立てよりも簡略なものとすることを記述しているところでございます。

次に、14ページからは、「第3 不服申立人適格及び処分についての不服申立てに関する

る一般概括主義」について記述しております。

ここでは、前回の検討会での最終報告案に一文を加えまして、「団体の不服申立適格を含め、この不服申立人適格については、今後の運用状況等を踏まえ、政府において、一定期間経過後に検討することが望ましい」と記述しております。

次に、16ページから21ページまでは、「第2章 審査請求の提起及び標準審理期間等」とし、前回の検討会での最終報告案での標準審理期間と不服申立期間の順序を逆にしております。

次に、22ページから36ページまでは、「第3章 審査請求の審理手続」としております。

第1の「審理員」につきましては、先ほど御議論いただきましたので、説明は省略いたします。

28ページからの「第2 審理手続の内容」の部分は、前回の検討会での最終報告案では、「審理は処分の違法及び不当について行う」という原則を記述しておりましたが、今回の案では、「第1 審理員」において記述しているところでございます。

33ページからの「第3 争点及び証拠の整理」では、実際の整理を行うやり方について具体的に記述しているところでございます。

35ページからの「第4 証拠資料の開覧」では、「証拠資料の謄写も認めるべきであるとの強い意見もあったところであり、立法時までには検討の上、可能であれば必要な措置が講じられることが望まれる」との一文を追加して記述しているところでございます。これは、謄写につきましては、すべての行政庁において対応が可能かどうか、費用負担の在り方、費用の徴収方法など、検討すべきことが多数ございまして、制度化が可能であるか現時点では判断しかねるため、結論は出しておりませんが、最終報告の取りまとめの後においても、政府において検討したいと考えているところでございます。

次に、37ページからの「第4章 執行停止」では、「仮の義務付け」を制度化しない理由として、「標準審理期間や争点及び証拠の整理などに関する規定を設け、審理の迅速化を図っていること」という一文を追加しているところでございます。

次に、40ページから46ページの「第5章 事件送付手続及び審理の終了」では、「第1 審理員による審理の終結」のところで、「審理員は、審理を終結したときは、なされるべき裁決に関する意見を事件記録とともに審査庁に提出しなければならない」と、「審査庁は、審理員の審理結果を十分に参酌して裁決をするものとする」とことなどを記述してお

ります。その次の「第2 事件送付・調査審議」につきましては、先ほど御議論いただきましたので、説明は省略いたします。

次に、47ページからの「第6章 裁決（認容裁決の態様）」では、処分庁の上級行政庁が審査庁である場合、処分庁が審査庁である場合、それら以外の審査庁である場合を書き分けて記述しているところでございます。

50ページの「第7章 再調査請求の手続」では、執行停止に関する審査請求の規定も準用することを新たに加えているところでございます。

51ページの「第8章 行政不服審査会」につきましては、先ほど御議論いただきましたので、説明は省略いたします。

54ページからの「第9章 行政手続法の改正」では、若干の字句の修正をしているところでございます。

63ページからの「第10章 その他」では、施行期日について公布から少なくとも2年程度の十分な準備期間が必要であること、関係法令について見直しを行うこと、行政指導以外の事実行為及び行政上の契約などについての問題点を指摘しているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【小早川座長】

大変盛りだくさんのことを非常に駆け足で御説明いただきましたが、この資料に沿いまして、順番に検討をしたいと存じます。

最初の「はじめに」のところはいかがでしょうか。

では、また後で戻ることもあり得べしということで、次の目的・趣旨のところ、これは先ほど御議論いただきました。よろしゅうございましょうか。

では、5ページの基本構造、ここは説明も含めると大変長いところですが、これについてはいかがでしょうか。

先ほどの議論の中で藤村先生から、民間の検査機関のようなものについては、これは基本的にどうなんだという御指摘があって、そこをスキップしていたと思いますけれども。

【水野室長】

例えば、いわゆる指定法人制度では、民間の財団法人などを大臣が指定しまして、その民間法人に検査・検定業務などを行わせることがあり、その法人が処分庁となり得る場合があるかと思っております。

こういった処分庁が審査庁になる場合も、原則としては審理員による審理が必要と思っておりますが、ただ、実際にはそのような場合は、所管の主務大臣に対して審査請求を行うものとするという規定があることが多いと思いますので、実際上民間法人で審理員を置くという場面は少ないのではないかと考えております。

また、例えば日弁連などの団体が審査庁になる場合もありますので、その場合は、行政機関と同様に審理員を置いて審理していただくことが必要かと考えております。また、特殊法人でありますとか独立行政法人が処分庁となり、審査庁となる場合もあり得るわけですが、その場合は、同様に審理員を置いていただいて、その上で審理をしていただくことになるのではないかと考えているところでございます。

【小早川座長】

藤村先生、それでよろしゅうございますか。

【藤村先生】

一般的にはよくわかりました。

ただ、個別に、例えば5ページの上級行政庁とかというのは、民間法人あるいは独法については当たらない、それはもう独立の団体だ、こういう解釈でしょうか。

【水野室長】

民間法人や独立行政法人には上級行政庁はないものと考えております。

ただ、先ほど申しましたように、民間法人の場合は、主務大臣に対する審査請求が行われることが多いと思っております。

【藤村先生】

ありがとうございました。

【小早川座長】

独法はそういう建前になっているので、頑張ってもらうわけですね。民間団体、指定法人や指定機関の場合は、これから政策動向としてさらに増えていくことになるのか、それともやめようということになるのか、よくわかりませんが、仮に増えていくというふうに考えた場合に、これは全部個別法にゆだねていいのか、定型的なそういう処分権者の場合を一般法で何か受けとめておく必要がないのかなという気もちょっとするのですけれども、今ここに書くのは難しいですかね。まあ、議事録にだけはということで。

【雛形先生】

ちょっと今の点でよろしいですか。

この行審法が直接そういう指定法人みたいなものあれに適用になるということになるのか、それとも、趣旨はもちろん尊重されなければならないが、今もそういう民間の法人が性質上公権力の行使に当たる処分を行うのは、主務大臣の指定というあれを通じてでありますから、結局は、一種の指定の条件といたらいいのか、そういう指定を受けて法人業務を続けていくことにかかわる効力要件みたいなもの話になってくるのだとすれば、主務大臣のそういう指定の権限ですか、そういう行使としてこの行審法の定める手続、審理構造、そういうものが実際上履行され得ることになっていくのではないかという感じがいたしますけれども、そういう解釈適用上のポイントを何らかの形で言及しておいたほうがいいのではないかなという感じがいたします。

【小早川座長】

言及というのは、この解説、理由のところのことでしょうか。

【雛形先生】

そういう意味です。

【山本先生】

これに関しては、国民生活審議会場で少し話をしたことがありますけれども、確かに現行法の扱いはばらばらになっていて、審査請求を主務大臣に対して行うものとするということが書かれているものもあれば、そもそも審査請求はできないものとするという特例を置いているものとか、あるいは何も書いていないものとか、いろいろあるので、現行法の扱いがばらばらで、果たしてその差異に何か合理的な理由があるのかという点は確かに問題なのではないかと思います。それをこの報告書の中で書くのか、法文に一般的に書くのは非常に難しいと思いますけれども、報告書等の中で一言言及しておくことは必要かと思えます。

【雛形先生】

ポイントは個別法の解釈適用問題というような、主務大臣の指定権限も含めてですが、その解釈適用問題として検討していくことになろうという程度の。

【小早川座長】

山本先生の御指摘の中には、そもそも現行法が、その指定機関の行為を処分としているのかどうかだててわからないというのもあり得るわけですね。だから、その辺は政府としてきちんとやってもらわなければいかぬ話なんでしょうけれども、ちょっとこの検討会の任務からすると広がり過ぎかなという感じもしますので、局長、よろしくお願ひします。

それがわかった上で、あとは個別に指定行為のときにきちんと手だてをやっておくかというのが雛形先生の御指摘だろうと思います、地方自治法の指定管理者もそうですよね。審査請求が来たときにはちゃんと受けられるようにしておけよということは、その問題になるのだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【水野先生】

これは、私が前から申し上げていることなので、繰り返して恐縮ですが、この資料の12ページと13ページに私の意見が書いてあります。

要するに、今回審査請求に一本化しよう、一元化しよう。これはこれで結構だと思うのですが、しかし例外的に再調査請求も残す。それも結構です。ただ、再調査請求を残す場合には、再調査前置にして、3カ月を経過しないと審査請求はできないという構造は今と全く変わっていないのです。だから、せっかく基本構造の改革といいながら、この部分は全く改革がないというのは、私としては納得できない。

せっかく第三者性を取り入れて、審査請求を充実させて、そして迅速な権利救済を図ろうという改革がされたにもかかわらず、再調査請求、従前の異議申立てができる場合には、3カ月間そういう救済の手段を利用するのを待たせる。ここに合理的な理由があるのかということなんですね。

原処分庁にもう一遍見直させる必要があるような特殊な分野がないとは言いませんが、それはそれで再調査請求の申立てをさせればよろしい。しかし、同時に審査請求の申立てをさせて何が悪いのかということなんですね。したがって、再調査請求前置主義はやめるべきである。つまり、国民の選択にゆだねるべきであろうと思います。

もし、どうしても再調査請求前置を残すのであれば、この3カ月というのを改革しないといけない。これは、先ほど来もそうですけれども、迅速ということをしきりに強調されているにもかかわらず、この3カ月だけは従前と同じというのは賛成できない。3カ月と規定をすると、これはどうしても、往々にして異議申立ての決定自体が3カ月になっちゃうのですね。例えば1月あるいは20日で出せるものでも、3カ月になる傾向がないとは言えない、現にあると思います。

したがって、もしもそれを残すのだとすれば、少なくとも3カ月というのは20日程度でいいのではないかと思うのです。20日ぐらいにして、それで審査請求に持ち込める。ただし、3カ月目に原処分庁が再調査請求に対して理由があると考えれば、3カ月目に原

処分を取り消すなり変更するなりすればいいわけですから、何ら弊害はないと思うわけでありまして、ぜひこの根幹の部分は考え直していただきたいと思います。

【小早川座長】

今の点についてはいかがでしょうか。

【高橋先生】

前置をかけたときに、どういう場合に審査請求にいきなり行けるのかどうかということについては、基本的にはその辺の細かな話についてはまだワーキンググループで議論していませんでした。ですから、特に簡易迅速ということになっておりますので、もし迅速化という観点から検討する余地があるのであれば、その辺は検討するという事で少し考えてみたいと思います。ただ、それが實際上可能かどうかは、これは検討次第という話になるかと思えます。

【水野先生】

3カ月待たないといけないという合理的な理由があるのかどうかですね。つまり、例えばこの分野についてはどうしても原処分庁に3カ月間考えさせないといけないという必要性があるというのがあれば、それは具体的に指摘してもらった方がいいのですけれども、僕はそういうのはないだろうと思っているのですね。

原処分庁が見直すわけですから、20日もあれば十分だ。それで、20日過ぎたら見直しができないのかといたら、決してそうじゃないので、審査請求されている最中でも、いつでも見直しをして処分の変更はできるわけですから。審査請求してしまったら、原処分庁は見直しをしようと思ってもできませんというのであれば、話は別ですけれども、そうではないので、ぜひお考えいただきたいと思います。

【小早川座長】

ただ、これまでの異議申立てと違って、この再調査請求はあくまでも限定された場合の例外的なものであるということ、そこはやはり貫きたいわけですね。それで、絞って、原処分庁といいますか、原処分をやった組織にもう一度突っ込んだ再調査をさせる必要があるという場合にのみこれを認める。そういうことになると、果たしてそれは、処分をやった原処分庁なのだからさっと見直せるだろうとおっしゃいますが、言葉じりをとらえるようですけれども、それで済むような話は再調査請求を認めるべきでないということになるのじゃないでしょうか。

【水野先生】

だから、そういうのが具体的にどんな場合があるのか。

例えば、税金の分野ではそうなっています。しかし、納税者といろいろやり合いました結果、最後に課税庁は課税するわけですね。そのときに、事実認定の場合もあるし、法律解釈の場合もありますが、それはおかしいと異議申立てをする。3カ月間待って、それがひっくり返る可能性がどれだけあるのかというのがあり、前にも言いましたけれども、国税庁が取り扱いを変えて課税するという場合だってあるわけです、解釈を変えて。例えばストックオプションなんかの場合にそういう例がありました。そんなケースでは、3カ月待っても変わりっこないわけですね。国税庁が通達を出して、これでやれと全国に指示しているわけですから。そうすると、3カ月間というのは全くむだな期間になっているというケースもあるのです。

だから、3カ月もう一遍見直して再調査させなければならないというケースがあるのか。個々のケースでは、いろいろなケースがありますから、あり得るかもしれませんが、典型的にそういうケースがあるのか、そういう分野があるのかというと、恐らくそういう分野はないと思うのです。

【小早川座長】

ある分野について、典型的にいつてどっちのタイプか。大部分は簡単に済むじゃないか、だからこれは要らぬというか。中には十分見直さなきゃいけないものがあるので、だからこれは必要だというふうに考えるか。その辺は結局、個別法でこれを認める場合のメリット、デメリットの、立法における比較考量的話ということになるんじゃないかと思うのですね。

ですから、御趣旨はよくわかりますが、基本的には、ここは個別法で限定的に考えてくださいねということ強いメッセージを出す、そういうことでおさめるしかないのではないかと思います。

【水野先生】

いや、個別法の問題じゃなくて本法の問題なんです、3カ月と書いてあるのは。だから申し上げているのです。

例えば20日と書いたときに、20日過ぎればみんなすぐに審査請求を出すかということ、実情はそうじゃないですよ。つまり、異議申立てをして交渉しているときに、こちらがいろいろ資料を出して、場合によったら認めてくれるかもしれないと思えば、審査請求は出しません。例えば国税の場合、審査請求も前置ですが、国税不服審判所に審査請求を出し

ている。3カ月で決定が出るケースはまずありません。1年ぐらいかかりますね。しかし、3カ月過ぎたら全部訴訟に行っているかというのと、そうじゃない。やはり審判所にいろいろやってもらって、そこで救済を受けたいという人は、3カ月過ぎたって訴訟に持ち込まないわけですよ。だから、これを例えば3カ月を20日に変えたとしても、何の弊害もないということをお考えいただきたいと思います。

【小早川座長】

いかがでしょうか。

【中川先生】

この原案では、特に再調査が必要な事案に限るという限定がかかっておりますので、3カ月がいいのか20日がいいのかという問題は即座には出てこないのですけれども、今例に出されたストックオプションのようなケースが、特に必要な事案に該当するかといった点の整理、どういう類型のものを対象にするのか検討が必要と思われませんが、再調査をするということは新たな証拠収集をするということですから、それをスタートさせると、感覚ではありますけれども、20日というのは、調査を想定した場合に短過ぎるのが実態ではなかろうかと思えます。だから3カ月に固執するものではありませんけれども、そこは必要な日数、期間は再調査には必要だろうという気はします。

【水野先生】

だから、それはそれでいいのですよ。つまり、3カ月調査にかかるなら、3カ月調査にかけてもらった方がいいのです。そういう事案の場合は、審査請求しないで、再調査請求人は待ちますよ。当然このケースはいろいろ調べてもらって、こちらも資料を出す。あるいは、こちらが資料を出すのに若干時間がかかる。だから、もう一遍原処分庁で考えてくれているという場合には、審査請求を出さないのです。20日たったらずぐに審査請求を出さなければならないという規定ではないわけですから、それはそれで待つのです。

現に、さっき言ったように、審査請求なんかでもみんなが1年以上待っているわけですよ、3カ月たっても。だから、調査にそれだけの期間を要するケースがあるということと、審査請求に持ち込める期間がどれだけかということとは全然リンクしないのですね。

【高橋先生】

検討していなかったので検討する余地があると申し上げましたが、ただ、20日ということについては、例えば効率性の見地もあって、調査しているのにいきなり、20日過ぎたから審査請求だということになりますと、今までの調査はどうだったのだ、かけたコス

トはどうなんだと、検討することが多分いろいろとあると思います。そこは小早川座長がおっしゃったような、個別法との関係、個別の仕組みとの関係で、一般法的にどのぐらいの仕切りが可能なかどうかについて、少し考える猶予を下さい。

【小早川座長】

では、ワーキンググループが考えるそうですので。では、前田先生から。

【前田先生】

先ほど座長がおっしゃいましたように、再調査請求に乗せるべき案件は個別法で最終的に衡量して決めることになるのでしようけれども、例えば11ページの説明は、大量処分
で事実認定の当否に係るものということで、かなり包括的になってしまいますので、限定的なものであるというメッセージを強く出すような表現をせめて盛り込んでいただきたい。

再調査請求前置について疑問を持っているという見地から申し上げます。

【藤村先生】

やはり今おっしゃられた11ページの書きぶりですけれども、ここは前の案と少し変わっているようで、「要件事実の認定に関して再確認する必要が特に大きい」。「再確認」というと、少し軽いような感じがするのですね。前の案は、たしか調査などを補うとか、そういうことだったのですが、その言葉遣いがいいのかわかりませんが、もっと再精査するとかいうことなのだろうと思うのですね。再調査請求の「仮称」との絡みもやはりあるわけですから、もうちょっとわかるような表現にさせていただきたいと思
います。

【小早川座長】

そこは、この「再確認」の文言もちょっと再検討ですね。

それでは、要件の問題とそれから前置の場合の猶予期間の問題と、両方あわせてもうちょっと検討いたします。

それで、今藤村先生からもちらっとありましたけれども、再調査請求という、これは単にチェックするというだけではなくて、調査がさらに必要だ、そういうニュアンスも含めてということだと思いますけれども、再調査請求という名称、それからもう一つ、もとに戻って審査請求という名称、これはいろいろ議論しましたけれども、これでよろしいですか。では、一応この線で行かせていただくことにしたいと思います。

基本構造についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【藤村先生】

文章整理みたいなことはまた。

【小早川座長】

はい。それは文書でお願いしたいと思います。

では、次に14ページ、不服申立人適格及び一般概括主義、適用除外も含めてですが、ここはいかがでしょう。よろしゅうございましょうか。

では、次に16ページ、審査請求期間、標準審理期間、それから状況説明といったところですが、よろしいですか。

【水野先生】

まず、不服申立期間を3カ月に延長することについてですが、これは行訴法と合わせて6カ月とすべきである。これは今までに随分言いましたので、もう繰り返しません、私はこの点は、いろいろと説明がありますが、この説明では必ずしも納得できないと思います。それが第1点。

それから、19ページ、標準審理期間と状況に対する説明の部分ですけれども、これは、「標準的な期間を定めるよう努めるとともに」ということになっているわけですが、「定めるとともに」でいいのじゃなからうか。当然これは定めるべきだと思うわけですね。それでは、定めなかったからどうなるのかということ、これは別に、だからどうなるということにはならないだろうと思うのです。そういう意味では努力義務だと思いますけれども、「努めるとともに」とわざわざ書く必要はないのじゃないか。

これは、状況説明に関する記述でも同じでありまして、見通しを示さなければならない、示したけれども違っていた、これはもうある意味で仕方がない話で、だからそれがどうなるということでもない。

そういう意味では、「努めなければならない」という文言は、両方とも「しなければならない」というふうに変えるべきではないだろうかと思います。

【小早川座長】

審査請求期間につきましては、御意見を承っておくことにしたいと思います。19ページのほうは、どうですかね。これは行政手続法の対応規定と合わせてあるわけで、ここを変えとなると、あちらも変えなければということにもなる。そんなこともちらっと頭にあったのかと思いますけれども。

【和久井先生】

標準審理期間ですけれども、全国に2,000以上ある公共団体では、事例が1年に1

件あるかないかというのが実は大半だと思いますので、そういうところで標準審理期間を定めようとしても、実際には無理なのじゃないかだと思いますので、努力義務、これでよろしいのじゃないかなと私は思います。

【小早川座長】

ほかの方々、いかがでしょうか。

では、ここは一応行手法の現状レベルで済ませておくということで行きたいと思います。

それでは、22ページ、審理員のところは先ほど済んでいます。

28ページ、審理手続の内容、これはいかがでしょうか。

【中川先生】

31ページですが、その3のところです。意見を出すべきだったのですが、この場で申し上げさせていただきます。

この文章では、「行訴法第23条の2の釈明処分に関する規定と同じく」となっているのですが、行訴法の規定のようにここは書いてはいかがかと思います。「同じく」といいながらちょっと書き方が違っておられますので、例えば「審理員はその全部または一部を提出させることができる」というような書き方がよろしいのではないかと思います。

【小早川座長】

29ページの枠の中の3ですね。確かに、当然に処分庁の側がみずから全部出さなければいけないというふうに書くと、行訴法のものとはちょっと違ってきますね。おっしゃるように、審理員が個別に判断して、必要なものについては出せと言うほうが、行訴法の釈明処分の特則とは平仄が合うと思いますが、これはワーキンググループはどうですか。

【高橋先生】

そこは御指摘のような余地があると思いますので、検討させていただきたいと思います。

【小早川座長】

では、中川意見を踏まえて、もう一度検討することにしたいと思います。

【水野先生】

これは言葉の問題ではあるのですが、28ページの第2の1の(2)に、「審査請求人、参加人及び処分庁（以下「審査請求人等」という。）」という省略用語になっています。

これは、言ってみれば、原告及び被告（以下「原告等」という。）みたいなもので、非常に違和感がある。もう一つは、「審査請求人及び参加人」という用語も結構出てくるのですよ。ここはだから、「以下「関係者」という」とか、あるいは「「当事者」という」とか、省略

用語をそういうふうに変えて、それで、むしろ「審査請求人及び参加人」、これが「以下「審査請求人等」という」というふうに変えたほうがぴったりくるのではないだろうかと思えますので、御検討ください。

【小早川座長】

これは、現行法でも読んでいて紛らわしいところが確かにあって、それがさらに、原処分庁の地位がはっきりしてくると増幅される感じはありますね。再検討いたしましょう。

【水野先生】

「処分庁」という表現と「原処分庁」という表現と、両方出てきますね。それから、「処分」というのと「原処分」というので両方出てくる。これも整理してもらったほうがいいと思います。

【小早川座長】

はい。それも整理を検討します。

【高橋先生】

もう既に「処分庁」で統一してあります。

【水野先生】

ああ、そうなんですか。

【佐竹課長補佐】

先生へ事前にお送りしたものは未整理でしたが、「処分庁」で統一するようにさせていただいております。失礼いたしました。

【小早川座長】

ということです。もう一度精査します。

それでは、33ページ、第3、争点・証拠整理、これはよろしいでしょうか。最初は、これは随分重たい手続ではないかという印象を持たれた向きもあるようですけれども、できるだけそうはしないということだと思います。

35ページ、第4、証拠資料の閲覧、これにつきましては、先ほど事務局からの説明で、証拠資料の謄写の部分について書き加えたということで、これでよろしいでしょうか。

【水野先生】

35ページの第4の1行目ですけれども、「原処分の違法又は不当の判断に必要な」という限定があるのですね。この限定が要るのかということなんですね。「審理員が所持する証拠資料の閲覧を求めることができる」でいいのではないか。これを書きますと、この資料

は原処分 of 違法または不当な判断に必要な証拠資料ではないという理由で、手元にあるけれども見せないということに使われる可能性がないわけじゃないので、このまくら言葉は全く不要だと思います。また、謄写の権利も明記すべきである。その2点を申し上げておきます。

【小早川座長】

謄写の権利につきましては、ここに書いたようなことで、ここではなくてさらに検討を続けるという扱いにさせていただきたいと思います。

「必要な」というのは、これはどうでしょうか。審理員がどこかの総務課長だったりしますと、審理員として持っているものとそうではないものというのものもあるかと思えますし。他方、これは必要でないので見せませんと言った舌の根も乾かないうちに、それを使って審理結果を出したということになれば、それは当然何らかの形でとがめられることになると思いますが、どうでしょうか。

【水野先生】

例えば審理員がもともと個人的に持っていた書類なんていうのは、当然入ってこないでしょう。だから、審査請求をするに当たって集まったというか、集めたというか、そういうもので限定されていると思うのですね。それは全部、裁決記録の一部になるはずだと思います。そうでなければ、行訴法で裁決記録の提出命令、提出積明処分ですけれども、それが認められていますよね。だから、裁決記録というのはきちんとあるわけであって、その中に審理員の持っているものが入っているわけですから、もともと持っていただけのもの、審理員がただ単に所持している書類と、審査請求に当たって持った書類というのは当然区別されるし、区別しなければならないと思います。

【小早川座長】

確かに、私の口がちょっと滑りました。「審理員が所持する」というのは、審理員として所持するという意味でしょうね。

【雛形先生】

手短に申し上げます。

今回の改正で、審査請求に対する手続が、一種の、訴訟手続とまでは行きませんが、そういう手続ということを非常に重視するものになってくる。こうなりますと、原処分の手続もそうですが、この手続において正当に収集、集積されたものと個人的なもの、Privatwissenですが、ないしは他の職務との関係で取得したもの、こういうものの区別を

どういう言葉で仕切るかということになってくるわけです。

これでは、40ページで「審理員は、審理を終結したときは、なされるべき裁決に関する意見を事件記録とともに審査庁に提出しなければならない。」とあるように、「事件記録」という言葉が出てきます。私は、今回の改正によって、記録というもの、事件記録というものが実務上存在しないと手続の継続性とか安定性とか、そういうものが事実レベルで確保されなくなるのだろうという気がいたします。

今議論があるのは、裸の資料で「所持する」という言葉になっているものですから出てくるのですが、そこは一種の、表現は後に譲るとして、この手続によって、正当にどうか、適式にといったらいいのでしょうか、そこで収集され、編綴される、そういう範囲において証拠資料の閲覧とか謄写とか、そういう議論を整理していくのがいいのではないかと思います。

【小早川座長】

そうしますと、証拠資料ではなくて、記録として整理したものを考えるということですか。

【雛形先生】

はい。それから、もちろん訴訟記録の場合もそう規定されているのですけれども、閲覧・謄写の場合に、審理員において審理に必要な状況にあるとき、そういうときはもちろん閲覧はできないとか、その他いろいろな、閲覧が実際上認められない場合というのも、記録という枠でとらえますと、議論を合理的に整理することができることになろうかと思いません。

【小早川座長】

証拠資料と記録との関係は、ちょっと頭を冷やして考えないといけないと思いますので、申しわけありませんが、検討させていただくことにします。

【水野先生】

僕は、今雛形先生がおっしゃったことに賛成です。

つまり、どういう記録をつくるかという規定は、やはり一つ置くべきじゃないでしょうか。少なくとも審理員が集めた資料というのは、きちんと記録として編綴しなければならない。その記録の閲覧・謄写が求められる、こういう形にすればいいのじゃないかと思えますので、その点も御検討いただきたいと思えます。

【和久井先生】

審理の実情として、今記録という話がありましたけれども、例えば閲覧請求が出たときに、記録という形できちんとまだ整理できていない場合も多い。処分庁に資料を持ってこさせた場合、訴訟と違うので、何でもかんでも必要のないものをいっぱい持ってきてしまうことはあるわけです。それで、私どもの場合、閲覧の対象になる可能性があるので、こんなものは要らないと言って返したり、後から取りにきてくれと言って、要らないと言ったらそこで廃棄してしまうとか、そういうこともあるわけなので、とにかく手元にあるものを全部閲覧ということになると、かえって混乱してしまうのではないかなと思いますので、閲覧請求が来た段階で、これは原処分の違法・不当の判断に必要かどうかと一応整理して、必要な範囲で閲覧していただく。閲覧の対象になっていないものは使わないという判断のもとに、どういう資料を使って判断したのかを記述しておけば問題ないと思いますので、この35ページの文言は、実務としては実情に合っているのではないかなと思います。

【小早川座長】

今のは大変わかりやすい御説明です。だから、必要とありますが、もっといえば審理員が必要と認めて所持するということですね。それを、いや、そうじゃなくて記録の編綴をきちんとやれというのは、行政実務上どこまで実際的か、そこまで行くとちょっと重たい話かなという気もしないではありませんが、今出ました御意見を踏まえて、整理をさせていただきたいと思います。

では、次に37ページ、執行停止はよろしいでしょうか。

もう時間が迫っておりますけれども、重要ですので、10分程度延長ということにさせていただこうかと思います。

【水野先生】

私は仮の義務付けも認めるべきだという意見なんです。

それで、この第4章の2の中に、「その他の措置（以下「執行停止」という。）」というのがあります。ひょっとしたらこの中に仮の義務付けを含むのではないかという気がしないでもなかったのですけれども、いずれにしても、仮の義務付けを認めるのは、迅速な審理という点からすると必ずしもよくないという御議論ですが、例外的に認めるべき必要がある場合があるだろうと思いますので、私は、この第4章を「仮の救済」とタイトルを変えて、執行停止の場合もあれば、めったにないかもわからないけれども仮の義務付けの場合もあるという構成にすべきであろうと思います。

【藤村先生】

仮の義務付けですけれども、ここでは非常に、39ページにいろいろと制度を設けない理由が書かれています。実務的な観点から申し上げますと、裁判所の場合は行政とは違いまして、仮にこれを認めて、仮の義務付けを認める決定を行政庁がして、それで今度は本案審理をやりまして、いや、いろいろ証拠を見ると、これは違う決定をしなきゃいけない。そうしますと、裁判所は判断するところが違うわけですが、審査庁は同じですから、同じ審査庁が別の判断をする。それは資料が違うからしょうがないといっても、国民は非常に困惑するというか、不信を招くだけだと思うのです。実際問題として。そういうことまで書く必要はないかと思うのですが、ここの意見をサポートするということで述べさせていただきます。

【小早川座長】

水野先生の言われた「その他の措置」というのは、確かに、もともと、ある程度柔軟に読める話だろうということはあると思います。今回の立法によってどうこうということでは必ずしもないかもしれません。そこに多少のゆとりはあるということで今回は行きたいと思います。

では、40ページの第1は、審理の終結です。「事件記録」とありますけれども、終結したときにはとにかく事件記録というものをまとめて、でき上がっているはずですねという前提だと思います。よろしいでしょうか。

【水野先生】

4のところですが、「十分に参酌して裁決をするものとする」ということですが、これはやはり私は、「審理結果に基づいて」というぐらいの強い拘束力的なものを認めるということにすべきだと思っています。

【小早川座長】

ほかに御意見はございますか。

ある程度議論をした結果、こうなったので、あとは解釈運用の問題かという整理だと思います。そういうことにさせていただきます。

【藤村先生】

今の点ではないのですが、さっきの事件記録がこの40ページに出てきますけれども、42ページの審査会への事件送付のときにも、この記録は送付しないといけないのだろうと思いますが、手続をもう少し検討されるときにそれを考えていただいたらどうだろうか

と思います。

【小早川座長】

そうですね。42ページのほうは、審理員の意見は少なくとも提出するというので、事件記録というものが実際にどういう格好で出てくるかということもあるので、そこはきちんと書き込んでいないわけですが、もちろん適切な範囲で審査庁が審査会に送付、提出することにはなるのだろうと思います。

【雛形先生】

今の点は、第三者機関への手続を、今の案にあるように「事件送付」というか「諮問」というかということと関係していると思うのであります。

つまり、「事件送付」といえば、今藤村先生が言われるとおり、記録を送らないで事件が行くわけではないのでありますから、論理必然的な関係があるかと思いますが、「諮問」とした場合には、必ずしも論理必然的に記録が全部行くということにはならない。それで、今座長が言われるように、諮問を受ける側において、必要なときに必要な範囲において記録と称するものを移す。そういう関連になるのじゃないかと思っておりますので、つまり、審査会へいわゆる記録が当然に最初の送付手続の段階で行くということにはならない整理でいいのではないかと思います。

【小早川座長】

ありがとうございます。

今の問題点は、前半で「事件送付」なのか「諮問」なのかという問題点がありました、それとかかわるわけです。

ちなみに、「事件送付」という言葉ですが、44ページには「事件回付」とありまして、これはいろいろ悩んだあげくの未整理だろうと思います。

ですから、ここは今の論点も含めまして、なかなかこれは。最終的には法案化の段階での精密な検討にゆだねたいと思います。そのためには、ここで「諮問」としてしまいますと、普通の諮問手続ですねということで、動きがとれなくなると思いますので、やや違和感をお持ちの方もあられるかもしれませんが、あえて「事件送付」という言葉を使って、そこに大きな問題がありますねということを残した形で、この検討会としては処理をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

【稲葉先生】

1点だけ確認というか、第1の4は「審理結果を十分に参酌して」となっております、

「意見」という文言は使っていないのですね。これは多分意図的に「意見」ではなくて「審理結果」としていると思うのですね。そうすると、意見以外に何があるかという、事件記録、とりわけ調書に当たるようなものと、証拠も多分審理結果の中に入れてもいいのだろうと思うのです。ただ、こういう整理になっているので、42ページのほうは「意見」としか書いていないと、これは狭い意味の意見なのだということなので、そのところも、今座長が整理されたところですがけれども、文言も検討していただければと思います。

【小早川座長】

では、それも含めて検討、ということですがけれども、ありていにいえば、検討会として最終的な結論はこれだというふうに決めないで、次の段階に送るということになるかと思えますので、今の御意見についても、そういう前提で取り扱わせていただきたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

そうすると、次は47ページ、裁決。ここは、手続を一元化するというので、書き方がそれぞれ変わりますけれども、かなり技術的なところが多いのかなと思います。いわゆる義務付けといいますか、一定の処分をする、あるいはすべきである、すべきことを命ずるところは当然入ります。

50ページ、再調査請求ですが、よろしゅうございましょうか。

51ページ、行政不服審査会。これは先ほど議論していただきました。ここは当然、国もさることながら、地方公共団体の場合に実際上どういうことになるのかということについては、先般の地方関係団体のヒアリングでもいろいろ発言があったところですが、今日の案では、51ページの第8章、枠内の2というあたりのこんな書き方で、とにかく精神としてこの理念にかなった体制をつくってほしい、しかし、その具体的ところは条例にゆだねるという書き方です。こういったところで、国民の権利のきちんとした保護とそれぞれの地方公共団体の実情とを適切に調和してもらい、そういうことでここは書かせていただくことになるかと思えますが。

【和久井先生】

地方公共団体の場合の審査会の規定ですがけれども、争訟手続についての最低限度を定めるということですので、最終的に例外というわけにはいかないとは思いますが、経過措置として、全部同時スタートというのはなかなか難しいので、その特例もできれば認めていただければと思います。

特に、都道府県とか政令指定都市ぐらいですと、同時スタートで審査会を設けることは

やむを得ないかもしれませんが、それ以外の2,000以上ある公共団体について、同時に何らかの形で置くというのはちょっと難しいかな。要するに動いている見本がないわけですから、ほかのところの見よう見まねで審査会を設置するとか、監査委員を使う、共同設置する、あるいは、小さいところは都道府県の審査会の委員や事務局員を自分の町村のそれに併任するとか、いろいろな形があるかと思いますが、たとえ最後の方法でも、実際に運用が始まって、それができるかどうかというのを見て初めてできると思いますので、そういった小さいところは、やはり財政力とか人員のことを考えると、第三者機関の点については若干適用をおくらせるということも視野に入れていただきたい、このように考えます。

【小早川座長】

今の問題は、先般のヒアリングといいますか、中間まとめ以降に具体的な検討が始まったということだと思いますので、まだまだ地方公共団体の側も具体的なイメージがつかめていない段階ではないかと思えます。

ですから、当然そこはこれからいろいろ検討していただいて、実際にどういうふうになるのかということを考えていただいた上で、必要があれば、経過措置というか施行をどうするかという話にもなるかと思いますが、そこはこの検討会の問題ではないと考えたいと思います。基本的にはこういうことでお願いしたいということでもよろしいでしょうか。

では、もう時間になってしまいましたが、54ページ、一定の処分を求める申出。申請権があれば、先ほどの不服申立て、審査請求のほうに行くけれども、そうでない場合にはこちらということであります。

55ページに、申出をした者の法的地位についてももう少し明確化しろという共通の方向性での御意見がありますけれども、ここもいろいろ議論したところですので、検討会としてはこの線でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

【水野先生】

この理由中には、「適当な措置をとる必要がないと判断したときも、申出人に対し、その旨通知する」ということになっているのですね。ところが、本文にはそれが出てこないのですね。これはどういう趣旨ですか。

【小早川座長】

事務局。

【佐竹課長補佐】

説明文のところでは、適当な措置をとらない場合にも「その旨通知する取扱いとする」という形で表現させていただいておまして、運用上の扱いとして説明を述べております。

【水野先生】 だから、それだったら本文に書いておけばいいのじゃないですか。つまり、そういう措置をとったとき、あるいはとらないという判断に至ったときは、その旨を通知するというふうにしておけば済む話だと思いますけれども。

【小早川座長】

本文に書くとして、どういう文章にするかという問題が当然あるわけです。そこを踏まえた上で、結局いろいろな意見があるのでこの書き方でまとめていただきたいということです。

【水野先生】

これだと理由と本文とが齟齬していることになりませんか。

【小早川座長】

今事務局から説明のあった「その旨通知する取扱いとする」という部分は、条文の説明ではないということです。

【水野先生】

そうすべきだというのでしょうか。

【小早川座長】

この検討会としての考え方は示していると。

【水野先生】

だから、すべきだけれども、条文には書かないということですか。

【小早川座長】

はい。

【水野先生】

ちょっとよくわからない。

【小早川座長】

全員の完全な納得は得られないかと思えますけれども、この線でまとめさせていただきたいと思えます。

次が、行政指導、56ページ以下です。御意見に対しては、それぞれ何らかの対応がされていると思えますが。

【前田先生】

56ページの第2の1(3)に関連するのですが、要件として「行政手続法第35条第1項に規定する事項を記載した書面を添付する」という明確な書き方になっていまして、書面での行政指導を介在させることで行政指導の内容を特定する。それから、この手続を踏むことによって再考を促すという事実上の効果も期待できる。この趣旨については異論はないところですが、特定するということではいいかと、書面になっていればいいということですね。そうしますと、指導が書面でされる場合とか、地方自治体が行う指導の場合はどうなのかと疑問に思いましたので、質問させていただきました。

【小早川座長】

地方公共団体の行うものについては、これはどうなんですかね。この56ページの(3)は、行手法第35条第1項の事項に相当するものを記載した書面をとにかく申出人は出してくれということですかね。ごめんなさい、行手法だから地方には適用はないんだ。

【前田先生】

地方公共団体の場合はどのように考えるのか、また別に考える必要があるのかということと、それから、個別法により指導が書面でされる場合もありますよね。

【高橋先生】

個別法ですか。

【前田先生】

個別法により書面とする指導として、地方自治体の指導ではありますが、生活保護法の指導・指示というのが一つありますので、そういう場合をどうするのか。

【高橋先生】 まず、地方公共団体の場合については、行政手続法の地方公共団体に対して求める措置ということで、同じような趣旨を踏まえてやってくださいということになるのだらうと思います。

それから、個別法の書面については、大変申しわけないのですが、ワーキンググループでは考えておりませんでしたので、そのところはどういう取り扱いをするかというのは少し猶予を頂きたいと思います。ただ、個別法で要件がきちんと定められていると思いますので、そういう場合については、同じような話になるのじゃないかと思います。

【小早川座長】

個別法の、行手法が適用除外になっている行政指導についてどうするかというところをもう一度整理したほうがいいですね。

【高橋先生】

そうですね。わかりました。

【小早川座長】

これは宿題です。

あとは、62ページで、適当な措置をとらない場合の取り扱い、その法的な位置づけについての御意見がありますが、これも「その旨通知する取扱いとする」ということで、先ほどと同じということにさせていただきたいと思います。

それから、63ページ、その他ですが。

【藤村先生】

63ページの2、関係法令の扱いですが、この最後のくだりで「今後、上記の基本方針に基づき」と書かれているのですけれども、「上記の基本方針」というほどのことが上で書かれているだろうか。つまり、確かにこの特例について、この水準が上がることでこういった改正作業が必要となるということはあるのですが、改正作業というのはこれだけではなくて、ここに書いてあるのは必要条件にすぎないと思うのですね。

したがって、ここは「このため」とか「したがって」ぐらいを書いて、「上記の基本方針に基づき」というのはとったほうがいいのじゃないかという気がします。

【水野先生】

今の点ですが、私もそれは賛成ですけれども、ここは、何のために今回の行政不服審査法の改正をしたのかということからすると、個別法でどんどんと例外を設けられたのでは改正の趣旨が没却されるわけですから、むしろ逆に、個別法でいろいろやる場合でも、こういう方向で、できる限りこうしなければいかぬという指針となるべきものをもう一遍ここに書いておくべきじゃないかと思うので、藤村先生と逆の方向になるかもわかりませんが、そういうふうにするべきじゃないかと思います。

【小早川座長】

逆と言われましたけれども、「上記の基本方針に基づき」というかたい、いかにも具体的な内容のありそうな書き方ではなくて、もう少しほんわかとした書き方になるという意味では、お二方の御意見は共通しているかと思えますけれども。

【水野先生】

いや、だからもっと中身のあることを書け、追加しろと。

【小早川座長】

ですから、中身を書くとなれば、ふわっと書くことになるわけですね。

【雛形先生】

まぜ返します。

「整備法において」とあるこの関係法令の扱い方の方法につきまして、整備法という言葉はあまりに踏み込み過ぎであろうかと思えます。ですから、これは、その点を落としてしまえば、今水野先生が言われること、藤村先生が言われることは、それは単なる、どのようなあれでも、この最終報告書案の美学の問題に関係する事柄なのかなとも思えますので。ともかく「整備法において」とあるのは、元法制局にいた者としましては、あれ、そんなことまでこの検討会が言及できるの、という一言でたちまち足場がすくわれることになりかねないと思えます。

【小早川座長】

では、雛形先生のお立場もありますので、「整備法」は落としましょう。「基本方針」という言葉をどうするかは、これは検討させていただきます。

【水野先生】

「その他」のところですけども、この検討会ではいろいろ議論してきたわけですが、当然時間的な制約もあって、積み残した課題は結構あるわけですね。やはり、議論した結果、積み残した課題で、なおこういう問題点がある、こういう課題があるということを、「その他」に整理して書くべきではないのかと思えます。ぜひその点も御検討いただきたいと思えます。

【小早川座長】

68ページにたくさん掲げていただきましたが、検討会として、これは積み残しであると認定できるかどうかというのは、一つ一つまた事情が違うと思えますし、ここは検討させていただいて、もしそういうふうに明記すべきものがあれば、それは提案させていただきたいと思えます。

それから、最後に和久井先生から、運用指針をさらに下位法令で、というのがありましたけれども、これも、この法律で書き切るのかそれとも委任するのかというところは、この検討会としてはそこまでは検討しない、基本的な考え方、制度設計をしたにとどまるというふうに整理したいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間を大分オーバーいたしましたので、一応最後まで検討はしたということにさせていただきますと存じます。本日は、前回同様、各先生方におかれましては、さまざまな観点から非常に突っ込んだ御議論をいただきまして、量的に言えば、相当部分

については一定の方向性が示されたものと考えます。

ワーキンググループの方々には、本日の議論を踏まえて、次回検討会までに全体について必要な修正の作業を行っていただきますよう、お願いします。

次回の検討会では、これまでの議論の結果を踏まえて、最終報告の完成に向けて詰めの議論をしたいと存じます。

なお、次回が実質的には最後の議論の場になるかと思いますので、本日の議論に関しましてさらに追加の御意見がありましたら、短時間で恐縮ですが、来週7月2日月曜日までに事務局まで御連絡いただきたいと存じます。

では、最後に、事務局から何かありましたら。

【水野室長】

今後のスケジュールについて御説明いたします。

今回は、7月9日月曜日の午前10時から12時まで、永田町にごございます都道府県会館の4階410会議室で行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、開催の御案内につきましては、改めてメールやファックスでもさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【小早川座長】

それでは、これで第16回の検討会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

— 了 —